

平成18年 第3回沼田町議会定例会 会議録

平成18年9月13日(水)

午前10時02分 開会

1. 出席議員

議長	9番	吉田好宏	議員	1番	杉本邦雄	議員
	2番	横山忠男	議員	3番	室田俊朗	議員
	4番	久保寛	議員	5番	津川均	議員
	6番	山田英次	議員	7番	上野敏夫	議員
	8番	絵内勝己	議員	10番	中村保夫	議員
	11番	野道夫	議員	12番	橋場守	議員
	13番	大沼恒雄	議員			

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西田篤正	君	監査委員	山木一男	君
教育委員長	植木和美	君	農業委員会	長 中山勝	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	藤間武	君	総務課長	金子幸保	君
地域振興課長	生沼篤司	君	財政課長	辻山典哉	君
農業振興課長	矢野潔	君	住民生活課長	辻広治	君
建設課長	神憲彦	君	旭寿園園長	橋英則	君
和風園園長	浅野信行	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	松田剛	君	次長	金平嘉則	君
-----	-----	---	----	------	---

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	谷口勲	君	書記	斉藤真二	君
------	-----	---	----	------	---

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	産建民生常任委員会所管事務調査報告
認定第 1 号	平成 1 7 年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定
認定第 2 号	平成 1 7 年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定
認定第 3 号	平成 1 7 年度五カ山地区利用模範牧場組合一般会計歳入歳出決算認定について
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 59 号	沼田町外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所条例について
議案第 60 号	沼田町指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護事業所条例について
議案第 61 号	沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例について
議案第 62 号	沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 63 号	沼田町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 64 号	沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 65 号	沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 66 号	平成 1 8 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 67 号	平成 1 8 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 68 号	平成 1 8 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 69 号	平成 1 8 年度沼田町介護健康保険特別会計補正予算について
議案第 70 号	沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
同意第 1 号	教育委員会委員の任命について
議案第 71 号	沼田町農業者健康管理施設大規模改修工事（建築主体）の請負契約について

- 議案第 72 号 沼田町農業者健康管理施設大規模改修工事（機械設備）の請負契約
について
- 請願第 5 号 雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し国の季節労働者対策の
強化を求める請願書について
- 意見案第 14 号 雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し国の季節労働者対策の
強化を求める意見書（案）について
- 意見案第 15 号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書（案）について
- 意見案第 16 号 増税の凍結と見直しを求める意見書（案）について
閉会中の所管事務調査について

(開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました平成18年第3回沼田町議会定例会を開会いたします。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番 橋場議員、11番 野 議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。橋場委員長。

(橋場委員長 登壇)

○委員長（橋場 守委員長）皆さんおはようございます。大変ご苦勞様です。議会運営委員会の報告を申し上げます。

平成18年第3回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る9月7日、午後3時から議会運営委員と正副議長出席のもとに開催を致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。

これによりますと、本定例会に提出される案件は、諸般報告2件、委員長報告1件、行政報告2件、一般質問、町長に対して7人13件、教育長に対して2人2件、計15件であります。更に、決算認定3件、専決処分2件、平成18年度補正予算4件、条例改正7件、その他の議案2件がありました。

この他、議長に提出されました請願書、要請書等5件のうち、3件を上程すべきものとして取り扱うことで、意見の一致を見たところであります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、本定例会の会期は本日13日、水曜から14日木曜までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上、申し上げ、議会運営委員会の報告と致します。よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から14日までの2日間に致したいと思っております。これにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から14日までの2日間に決しました。

(議長の諸般報告)

○議長（吉田好宏議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出致しましたので、ご覧願います。

(産建民生常任委員会所管事務調査報告)

○議長（吉田好宏議長）日程第4、産建民生常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。室田委員長。

(室田委員長 登壇)

○委員長（室田俊朗委員長）おはようございます。産建民生常任委員会所管事務調査報告。本委員会は、申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第77条の規定により報告する。

[以下、調査報告朗読]

○議長（吉田好宏議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。本件は委員長報告のとおり、受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本件は、委員長報告のとおり受理することに決しました。

(一般会計等決算認定)

○議長（吉田好宏議長）日程第5、認定第1号。平成17年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は、例年のとおり全議員の決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）認定第1号。平成17年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成17年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を、別冊、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成18年9月13日提出。沼田町長名でございます。以上です。

○議長（吉田好宏議長）次に、監査委員の決算審査報告を求めます。山木代表監査委員。

(山木監査委員、登壇)

○監査委員(山木一男代表監査委員)平成17年度沼田町歳入歳出決算意見書。地方自治法第233条第2項の規定によって、平成17年度沼田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

(以下、平成17年度沼田町歳入歳出決算意見書を朗読)

○議長(吉田好宏議長)監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっています、認定第1号は議員全員による決算特別委員会を設置し、その審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思えます。

更に、本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与してその審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

(水道事業会計決算認定)

○議長(吉田好宏議長)日程第6、認定第2号。平成17年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は、全議員の決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(神 憲彦課長)認定第2号。平成17年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成17年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を、別冊、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成18年9月13日提出。町長名でございます。よろしくお願ひ致します。

○議長(吉田好宏議長)次に、監査委員の決算審査報告を求めます。山木代表監査委員。

(山木監査委員、登壇)

○監査委員(山木一男代表監査委員)平成17年度沼田町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第30条第2項の規定によって、平成17年度沼田町水道事業会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

(以下、平成17年度沼田町水道事業会計決算審査意見書を朗読)

○議長(吉田好宏議長)監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっています、認定第2号は議員全員による決算特別委員会を設置し、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査に致したいと思えます。

更に、本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与してその審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

(五カ山地区共同利用模範牧場組合一般会計決算認定)

○議長（吉田好宏議長）日程第7、認定第3号 平成17年度五カ山地区共同利用模範牧場組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長）認定第3号 平成17年度五カ山地区共同利用模範牧場組合一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法施工令第5条第3項の規定により、平成17年度五カ山地区共同利用模範牧場組合一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。平成18年9月13日提出。沼田町長名でございます。

○議長（吉田好宏議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。山木代表監査委員。

(山木監査委員、登壇)

○監査委員（山木一男代表監査委員）平成17年度五カ山地区共同利用模範牧場組合一般会計歳入歳出決算審査意見書。地方自治法施工令第5条第3項の規定によって、平成17年度五カ山地区共同利用模範牧場組合一般会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は以下のとおりである。

（以下、平成17年度五カ山地区共同利用模範牧場組合一般会計歳入歳出決算審査意見書を朗読）

○議長（吉田好宏議長）監査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。認定第3号は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定することに決しました。

(町政執行方針並びに教育行政報告)

○議長（吉田好宏議長）日程第8、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

○町長（西田篤正町長）おはようございます。平成18年第3回の定例会を招集申し上げましたところ、ご多用中に関わらず、全議員の出席を賜りました事をまずもってお礼を申し上げ、一般行政報告を申し上げたいというふうに思います。

〈以下、町政執行方針朗読〉

○議長（吉田好宏議長）次に、教育長。

○教育長（松田 剛教育長）教育行政報告を申し上げます。

〈以下、報告書朗読〉

○議長（吉田好宏議長）以上で、行政執行方針を終わります。ここで、休憩を致します。直ちに全員協議会を開催致しますので議員の皆様は、議員控室にお集まりいただきたいと思ひます。

10時51分 休憩

13時03分 再会

（ 一 般 質 問 ）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第9、一般質問を行います。始めに町長に対して、一般質問を行います。野 議員、上野議員、中村議員、橋場議員より沼田町就業支援センターについての一般質問がありますので、最初に沼田町就業支援センターについて、まとめて行います。

11番、野 議員、沼田町就業支援センターについて、質問して下さい。

○11番（野 道夫議員）11番。町長にお伺い致しますけれども、非常に最近、この農業を取り入れた就業支援型の更生保護事業センターの問題について、全町民が非常に関心を持っておられる、というようなことから私の方から質問をさせていただきます。

沼田町に住んで、安心して暮らせる環境づくりで沼田町の行政、町挙げてのこういう運動をしています。そういう中でこういう支援センターについても町民の皆さん方は非常に関心を持っておられる、というようなことから、私の方から7つを申し上げるのですけれども、これ議長、どうですか。一つ一つで私、お聞きして、まとめた場合、ちょっと、わかりにくいから一つ一つ…

○議長（吉田好宏議長）3回の質問、3回の質問に対して、就業支援センターについては、まとめてお願い致しますと思ひます。

○11番（野 道夫議員）いやいや、1、2、3、4、5、6、7とあるから、それを一つ一つお聞きしたら、その方がわかりやすいかなと思ひて。いいですか。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○11番（野 道夫議員）そしたら、そのようにさせていただきます。

まず、一番先に町民への説明が十分と思われないが、この計画を見直す考えがあるのか、ないのかということでございます。色々、全町的に沼田町で説明に歩いておりました、6日位かな、全町的に周り、そして、また、本町のゆめつくるの所でも3日か4日間やりましたけれども、部落関係についても、色々、高穂、東予地区それから恵比島、北竜ですか。そういった部落でも説明をされているということ聞いておりますが、そこから、大体、町長さん、何名くらいの方がお集まりをいただいて、そこで説明をしたのかなど。それと、今までの説明不足と言うかな、今後、また、更に説明を見直し、そしてまた、こういうようなことで説明をしていきたいというようなお考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○町長（西田篤正町長）関連がありますので、一つ一つ区切られると説明が出来なくなる…

○議長（吉田好宏議長）これね、関連がありますよね。ですから、関連がありますので、一つ一つではなくて、まとめて関連の内容については、まとめて質問して下さい。

○11番（野 道夫議員）説明する人が困るだろうと思ったから、俺、一つ一つと…。いいの。

○議長（吉田好宏議長）関連するものをまとめて質問して下さい。

○11番（野 道夫議員）関連するもの、全部関連あるのだけれども、いいの。俺、一つ一つの方がいいなという感じしたのだけれどもね。いいの。よく聞いておってください。

まず、2番目、実質沼田町に国の職員、保護観察官等が何名、移住をするのか、ということ。これについては、また、町長の方からもご答弁をいただきたいと思っております。

3番目、法務大臣来町の際に、沼田町には経済的負担は掛けないと説明がありましたが、これは確認済でしょうかということもお伺いしたいと思っております。

4番目、町民多数の反対意見があるが、経済効果と治安、安全とどちらが大切かということでございます。

それと5つ目でございますけれども、5千万円の経済効果が見込まれるとありますが、詳しい算出方法を詳細に説明をいただきたいと思っております。

次、6番目、少年刑務所、少年院、鑑別所より沼田町へ就労者の識別はどのようにして決めるのか。他人、就労者と書いてありますけれども、の心の内は誰も解らないと思っております。この少年刑務所、少年院、鑑別所ということになりますと、私も中身的にあまりわかりませんが、これは法務省に陳情され、何回も行っておられる方々だからすべて分かると思うのですけれども、この少年というのは何歳位なのかなど、それから、少年院とは、少年鑑別所、少年刑務所という、あれがあるのだけれども、この中でどういような犯罪を起こして、そして、中学時代、16、7ですか、7から25歳位の間、

どのようなことをした人が沼田の方に送られてくるのかなど。これについては、非常に刑の軽い方と言いますけれども、やはり15、6歳から25、6歳という約10年間、万引きとか商店でパンを一つ盗んだとか、では、10年も私は刑務所に入らないと思うので、その辺、どういう人方がこちらの方に来るのかなどということも、これ、町民の皆さんが非常に興味を持っておるものですから、この辺を一つ詳しく、また説明をしていただきたいと思います。と思っております。

それから、9月の5日に懇談会の冒頭に支援センターを受け入れすることに決めましたと述べたように感じたが、どうなのか。私はそのように感じる説明の仕方では、町民の声を無視をし、議会の論議も無く、これは民主主義の論理に反するという感じを致しております。主権在民の認識を私はお伺いしたいと思っております。

この7つの問題について町長の方からご答弁を願いたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）すでに野議員さんも何回かの説明会に出ていらっしゃるので、大方のことはご理解をいただいているであろうというふうに思っておりますけれども、傍聴席でお聞きになっている皆さん方も質問だけお聞きになっては、なかなか経過が分かりづらいだろうというふうに思いますので、今までの経過を若干、触れさせていただきたいというふうに思っているところであります。一番最後に議会軽視というお言葉がありましたけれども、これも町づくり懇談会、あるいは説明会等でお話し申し上げておりますように、行刑施設を誘致の運動をやっていたのはご承知だと思いますけれども、それが一旦途絶えて、12月の2日に法務大臣の方から新たな提案ということで私共が要望していた以外の、行刑施設ではない、刑務所ではない今の少年関係の施設はどうかということのお話がありました。

1月の11日、ですから、私共としては、その新たな提案に対して、行政側、執行側だけで法務省に対して回答するというのは難しいということで、ここで全員協議会を開催いただいて、議員の皆さん方の意見を聞かさせていただいたところであります。

以来、9ヵ月間に渡りまして議会と色々なやりとりをさせていただきました。法務省の説明も入れますと6回、その間、私共も説明させていただきましたし、ご意見を聞かさせていただきました。その間、色々なご意見に従って、結論的に言いますと私共としては、議会の意向を汲んで法務省とのやりとりをして参りました。その過程で現段階では、ほぼ町側が要望している事項については、満度回答だと、そんなふうに思っております。従って、組合的なあれを出してちょっと失礼かもしれませんが、組合と言う交渉、例えば、賃金交渉なんかやった場合の例を挙げると、ほぼ満額回答かなというふうに思っております。法務大臣がわざわざ現地までお越しをいただいて、沼田町に対しては迷惑を掛けないというお話をいただいていることも、これは非常に重く受け止めなければならないというふうに思っております。

その間、6回に渡る議員協議会を通じてやっているわけでありませけれども、尚且つ、私は3月の今年度の町政の執行方針、これは議会全員に配っておりますし、町民の皆さんにも町報でそれぞれお配りをさせていただいておりますけれども、その関連のページをちょっと読ませていただきますとですね。行刑関連施設誘致につきましては、昨年末に国から打診のあった更生保護関連施設の設置について、これまで国に対し本町の考え方を示しながら具体案に関しての協議を進めているところであります。当初の施設規模は、数十人程度の小規模なものが想定されておりますが、今回の件については、これまでの誘致活動がもたらした成果があることと、これまでに例の無い全国初のモデルケースであること等を考え、併せますと、その意義は非常に大きく、また、地域への波及効果も絶大であると理解をしております。今後は、誘致期成会や関係団体とも連携を図りながら、また、住民の皆さんにも理解を求めながら早期実現に向け取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。これは3月の町政の執行方針であります。1年間の行政をどうやるかという方針であります。

それから、併せて念のために読ませていただきますけれども、これは6月の一般行政報告であります。ここにも更生保護関連施設についてということで行政報告をさせていただいております。国から打診のあった更生保護関連施設の設置については、国に対し本町の考え方を示しながら具体的な計画づくりに関しての協議を進めているところであります。全国初のモデルケースとなるこの件については、国としても非常に前向きであり、現在は法務省のみならず他の省庁にも協議の輪は広がっております。また、先頃、沼田町商工会より当施設の誘致実現に関わる要望をいただいたところでありますが、町としても地域の発展に期待をする町内のこうした動きを真摯に受け止め、国との協議を急ぎながら早期に計画を取りまとめたいと考えております。計画がまとまり次第、住民の皆さんへ説明の機会を設け、ご理解を得ながら取り組みを進めて参りたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

これが過去2回、それから今回の9月定例会にも同じように前向きに取り組んでいくという報告をさせていただいておりますが、現在、私、今申し上げましたように1番目からお答えしますと、要するに、町が、私共が議会と議論をし、重ねてきた結果を法務省に対して要望した結果、ほぼ満額の回答をいただいているものを今さら蹴るということは、これは出来ない。これは町の信用に関わることであります。この辺をご理解いただきたい。法務省に対して要望事項があるのであれば、これはこれからもキチッと要望をしていかなければなりませんけれども、町の申し上げた事項については、ほぼ、今何回も申し上げますけれども、誠意ある回答をもって最終的には法務大臣が責任を持つということまで発言をいただいている。そのことをご理解いただければ、この事業を見直すかどうかというお答えになろうかというふうに思いますので、ご理解をい

ただければというふうに思っているところであります。

それから、実質沼田町に国の職員が何人来るかということでもありますけれども、これは、すでにお配りの資料のとおり、現在想定されておりますのは、農業関連の施設を含めて10人程の職員をそれぞれ雇用して、あるいは迎え入れることになるだろうというふうに思いますが、これは地元からの採用もあろうかというふうに思いますので、すべてが増加になるということはありません。関連施設の中で現在予定されているのはそういう面、それから、家族数がどれだけ来るかということは、その配置される職員によって変わりますので、具体的には申し上げることは出来ませんが、現在想定されているのは7名、そういうような状況になっております。

それから、3番目については、今申し上げましたように大臣が、現職の大臣が約束をされたということは、これは法務省の事務方も付いてきているわけでもありますから、しっかりとこれは受け止めていただけるというふうに思いますので、今後更に確認をしながら事業を進めさせていただきたい、そんなふうに思っています。

それから、4番目については、多数のことでもありますけれども、私の受け止め方は一部の町民の方に反対の意向がある、これは確かに反対の反対という意見があるということは承知をさせていただいております。しかしながら、8月の第1回の説明会、それから受けて9月にまた説明会を、8月の3日、4日やりました、その後17日、それから9月の4日、5日、参加人数については後程、課長の方から答弁させていただきますけれども、農村部においては、ほぼ前向きな考え方のお答えをいただきました。温かく迎えてやる必要がある。町としても農家の皆さん方の知恵を借りて、しっかりと農場の運営をしてくれ、そういう意見、あるいは不安はあるけれども、沼田の将来にとってそれが必要なのであれば、それはやむを得ないのではないだろうか。決めた以上はしっかりとやろうとそういうような非常に温かい言葉をいただきました。併せて、前回までもゆめっくるでやったおりに反対という表現をしていた方も、それぞれ私の考え方が間違っておりましたということで反対ということは撤回をしますというご意見までもいただいたところもあります。それぞれの地区の説明会にはそれぞれの地区の議員の皆さん方出席しておりますので、その様子については間違いがあれば、また訂正をいただきたいというふうに思いますが、おおよそ前回の8月から見ますと非常に理解が深まってきたのかな、そう思っております。ゆめっくるの会場も私は同じような感じを受け止めさせていただきました。一部そういう強硬な反対の方もいらっしゃいますけれども、これは反対の反対では話が進まないのでありまして、それをどう解決するか、あるいは基本的にこの就業支援センターが町の将来にとって、私共は必要だと感じていますが、必要でないという方がいらっしゃるのであれば、それでは将来の町をどうするかという対案をやはり出すべきだろう、私はそう思います。ただ単に反対、反対、それではやはり前に進まない。それから今回も11日、月形の少年院の視察を、私もちよ

うど重なって行けませんでしたがけれども、助役に行ってもらって、残念ながら27名の方しか参加がいなかった。向こうの方は、定員35名と募集したのですけれども、定員オーバーしても構いませんかと言ったら、70でもいいですよというぐらい、向こうは誠意を持って回答してくれたのですけれども、残念ながら27名、その中で帰ってきた助役の話を書きますと、月形の少年院は塀はありませんでした。それから、一般の子供と同じように野球をやったり、バスケットボールをやったり、いろんな交歓試合をやって地域に参加しています。仕事に行く時には、そこの職員が付かないで自由に出入りをしていますよと、様々なことを聞かされて、やはり決して法務省の言っていることは間違いがない。やはり安心、安全、それは大丈夫だという感じで帰ってきたというお話を助役から聞かされまして、少年院の方もここ開設以来事故は無いというお話であります。これは、前回の札幌の施設長もお話ありましたように、そういうことは有り得ませんというお話をいただいております。ですから、心配だということは何が心配なのか、どうしたらそれが受け入れできるのか、そういうことをしっかりと行っていただくことが大事なのかなとそんなふうに思っております。

ここの4番の、今言った多数ということではなくて、一部だというふうに受け止めているお話をさせていただきました。これは経済効果だけで私共言っているわけではありませんが、これも説明会で申し上げておりますように、この沼田の田舎の町でもいつ通り魔的に事件を起こす人が侵入するかということは分からないわけでありまして。今の時代、そういう時代です。それと最近の犯罪を見ていますと、ほとんどが身内の人、あるいは子供、あるいは親族、近くに住んでいる方、そういう犯罪がテレビはほとんどそうです。そういうことを考えると私共はこの保護観察所、駐在官がいるその施設が出来上がることによって沼田の、あるいは北空知管内のそういう事案、犯罪の防止、そういう活動を十分やっていただけるだろうというふうに思っております。ですから、決して今の状態よりも、この施設が出来ることによって悪くなるという考えは私共は持っておりません。むしろ、そういう安心感、そういうものがきっと充実されるだろう。それから、札幌の施設長が言っていましたけれども、施設が移転する時に受け入れる住民側が子供達が覗いてみたら困るので、のりを貼ってくれというので、窓に全部のりを塗ったそうです。ところが、少年達が外を見るのではなくて、少年達が何をしているかということ見る住民の目の方が多かった。そういう状況だそうです。旭川の清和園、これは大人も子供もおりますけれども、ほとんどが大人ですけれども、そこのお話を聞いても、地域のごみ集めの奉仕だとか、草刈だとか、あるいは町内会の集会をその施設を借りてやったり、油絵講座をそこでやったり、あるいは融雪溝を利用したり、様々な地域の中で一体となって運営されている。そのことが子供達にとっても、あるいはそこで利用されている方にとってもありがたい話だというお話を聞かされました。それと併せて、後程質問があることにも関連するかもしれませんが、その子供達が実際にそういう所へ働きに

出掛けて、そういう温かい気持ちで迎えることによって、その子供達がきっとその地域にまた恩返しをしていただける。そういうこともあるのだそうであります。

危険だと言うのであれば、例えば、沼田の現在住んでいる人の中にも、犯罪歴のある方もいらっしゃる。それと併せて、今農業の皆さん方が農家の手の足りない時に旭川辺りに仕事のお手伝いを頼んでおりますけれども、その来ている人達の中にも更生保護施設から来ている方がいらっしゃるのです。そのことを考えると、その人達を受け入れる時に、別にレッテルを貼っているわけではありませんから差別が出来ませんね。決してその人達をこの人は犯罪者だから、なんて目で沼田の農家の皆さん方、見ていないと思うのです。自然の中で受け入れて、一緒に仕事をして、そして感謝をしてお帰りいただいている。そういう日常的なことがもうすでにこういう地域の中で有り得るのだということ、実際に使われているのだということもご理解をいただきたいというふうに思っております。すこし長くなって申し訳ございません。

それから、5番目の5千万の効果につきましては、お手元にプリントで配っておりますので省略をさせていただきますが、ここに書いてあります総合計の一番下のところに、この施設に関して町内に支払われる総金額、約1億というふうになっております。この他に今の治水事務所の跡の改修費に約7千万から8千万掛かると言っていますから、これが地元が発注されるとすれば、7千万、8千万の経済効果。それから、今担当から聞きますと、初期の投資の農場の経費が約2億4千万、この費用についても何らかの形で地元の発注は可能だということです。そうなりますと2億4千万の効果、合わせて約3億の効果がある。それに合わせて、今こう言っている約9千6百万、その内、町内で消費の関わる金額は5千百万ありますよという、こういうタイトルのあれを出しておりますので、後ほどご覧をいただきたいというふうに思いますが、そうした効果があるということをご理解いただきたいというふうに思います。

それから6番目については、手続き等については、どういう状況であるかというのは、生沼課長の方から説明申し上げますけれども、他人の心が解らない、これは解ろうとしなければ解らないですけれども、解ってあげようという気持ちがあれば、ある程度、相手のことは理解できる。これは私共、日常的にそういうことをやっているのだらうと思うのです。例えば、自分の家族、あるいは近くにいる近所の人達、その人達の考えていることも解らないとすれば、これは非常に世の中寂しい限りでありまして、出来るだけそれを理解しよう、それから、理解をしてそれをある程度、自分のものとして吸収するというそういう努力が必要なのだと。きっとこの子供に関しての危険性という面からおっしゃっているのだらうと思うのですけれども、これは24時間体制で専門の職員が心の観察もしながらやりますよと言っているわけでありまして、今、民間で全国で101箇所ある施設については、すべて国の職員がいない民間で運営している施設です。そこでほとんど事故が起きないということ、それを考えますと、今、私共この沼田に作る

うとする12名の子供を預かる施設は、24時間、国の職員が管理、監督しますよ、そういう施設ですよとおっしゃっていただいているわけですから、そうした意味では心配がないのかな。併せて、その受け入れる子供については、町と協定を結んでしっかりやりますよと法務省は言うておりますから、これは今後、最終的な詰めの段階でどういう方を受け入れるかという詰めをさせていただきたい。これは前々から申し上げておりますように、全町的な、今の就業支援センター、あるいは農場を支える運営体の組織を作り上げて、全町民が協力してそれを支えるのだという組織を作りたいと思います。その中でこういう条件ではどうでしょうかという、また論議もさせていただきたいというふうに思いますし、議会とも十分論議をさせていただきたい、そう思っております。手続きについては、生沼課長から今説明させていただきます。

それから、懇談会の冒頭で支援センターを受け入れるというふうに言うておりますと。これは、説明会の折にも申し上げましたように8月の3日、4日については、これまでの経過と、あるいは就業支援センターの概要、あるいは更生保護施設というのはどういうものかということを経済省とともに説明をさせていただきました。17日には、沼田町が進めようとしている就業センターの状況の、ある程度詳しい資料で説明をさせていただきました。ここでは法務省が安全、安心面を中心に説明をさせていただいたところであります。9月の4日、5日は当然、町の行政を預かる責任者としては、それでは町長、どうするつもりなのだという声は必ず出てきている問題であります。いつまでも町長自分の考え方わなないで、説明会、説明会とちょっと汚いのではないかと、そういう電話もいただきました。それは私共、熟慮を重ねて9ヶ月間この話があつてから、1日たりとしても、この就業支援センターの、あるいは町の将来を忘れたことはありません。真剣に考え、役場の中の課長連中とも論議をしました。いろんな過程を経て、最終的には私はこの4日、5日に住民の皆さんに対してもお詫びを申し上げました。説明が非常に遅かったということに対しては率直にお詫びを申し上げます。ただ、議会とはこういうやり取りをしてきたのですよと説明もさせていただきました。議会の真摯な論議をいただいて真剣に討議した結果を私共は法務省と交渉してきたわけでありますから、そのこともお伝えし、町長としての、責任者としての考え方をこの9月4日に説明をさせていただきました。そのことが、ここに書いてある町民の声を無視した、あるいは議会の論議も無く、これは私としては、心外である。そういう今までの経過を申し上げますと、これだけ1月の11日からこれだけの期間を設けて、法務省とやり取りしながら議会に説明し、最終的には、遅かったのですけれども、各団体長、どうしてもこれは説明をさせてくれというので、法務省に了解を求めてやったのが7月です。その後、概算要求も出ましたよと、ですからもういいでしょうというようなことをもらってから、すぐこの説明会の開催をやっている。そのこともご理解いただいて、是非、そうした面でのご理解をいただければというふうに思っているところであります。私共は、なんとして

も町民の皆さんの説明が遅れた、それは何回も申し上げますように、法務省側にちょっとスタンスを置き過ぎたのかな、自分としての開かれた町政という言葉はずっと言ってきたわけでありますから、そうした意味では非常に反省をし、お詫びを申し上げる、そういう気持ちで説明会にも臨んだわけであります。ちょっと長くなって恐縮でありますけれども、そうしたいろいろなことを考えながら、この沼田の将来、町の将来にとって、このことは常に安全、安心面についても、法務省の一定の考え方も聞きましたし、いろいろな施設も見学をさせていただきました。それから、農業関連についても一定の目処がつかしました。そういう状況の中で私はやはり、これを前向きに進める決意を固めたということをお知らせしたということもご理解いただきたいと思いますというふうに思います。よろしくどうぞお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、生沼課長。

○地域開発課長（生沼篤司課長）それでは、今程、野議員さんからございました質問の6番目、それに対してお答えをさせていただきます。お配りいたしました3枚綴りの資料の方に沿いまして、ご説明をさせていただきます。1番上のフロー図のような形のものでございますので、それをご覧いただきたいと思います。この沼田町の就業支援センターに入所する子供達につきましても、基本的には集団生活になじむことが出来て、そして、本人の更生意欲が非常に旺盛であり、またこの沼田町で行うこのプロジェクトによって、自立更生の可能性が非常に高いと、そうした判断される者に対して、沼田町とこれから国の間で結ぶとしておりますそうした協定の中身をふまえて選定されることになっておるわけでございます。

その具体的な中身でございますけれども、このフローに沿って説明させていただきますが、少年院の場合を中心にご説明をさせていただきたいと思います。その内容につきましては、まず、少年院におきまして、このちょうど1番下の方に①から⑥までの丸をふった、ちょっと字は小さいですけども、横に書いたものがございます。それと上の図と見比べながらお聞きいただければと思います。まず、①のところでございますけれども、まず、少年院では本人の家族ですとか、引受人だとか、そういう少年院を出た後の保護環境だとか、あと本人の能力、資質、あと本人の意思ですね、そういったものをふまえて、沼田町のこの就業支援センター、これに入所することが適当と思われる者を選別しまして、その身上調査書というものをこのセンターの方に送ってくるようになります。

その身上調査書を受けたセンターの方では、受け入れ方針に合致すると認められた候補者に面接をする等して、その者を受け入れることが適当かどうかの検討をして、その判断を行います。この受け入れ方針と申しますのは、先程、町長の説明にもありましたように、この沼田町とこれから国の間でその辺りの決めをしておりますけれども、ここに一応考えられるもの、5つ程載せております。アからオまであるわけでありす

が、1つには農業実習等に意欲を持ってこの農業の体験をすることによって、一定の成果を期待することができる、そうした能力を持っている者。それから、もう1つには、粗暴傾向が認められない。そして、集団生活に馴染むもの。それから、3つ目には性犯罪の傾向が認められない。そして、4つ目には放火癖がない。更にもう1つ、原則として1年間の保護観察を付けることの出来る者という、そうした方針を現在のところ考えておるところであります。これにつきましては、先程申し上げましたように、この後、国と町の間で締結を致します協定の中にキッチリ中身を更に精査して謳うことに致しておるものでございます。

そして、次、③のところでございますが、センターは受け入れが可能と判断して報告した者について、少年院の方からその子供達の教育がどの程度まで進んだかという、そうした報告を随時もらいまして、3カ月毎にその少年院から来た報告を基に、この者を受け入れることとして引き続き考えていていいのかどうなのか、そうした審査を3カ月毎に随時やるということでございます。

そして、4番目のところでございますけれども、その少年院での処遇が最高段階に達したと判断した時、少年院の院長さんが地方更生保護委員会、これは北海道の場合、札幌にございますけれども、そちらに仮退院、仮釈放の申請を行うということになります。そして、この保護委員会の方では、更にこの子供達に直接面接等もしながら、慎重に審理を重ねまして、仮退院の良し悪しですね、仮退院させることが適当かどうか、また、適当であれば、その時期はいつ頃がいいのか。更に、その子供達に仮退院させた後、いわゆる守らせるべき約束事と言いますか、遵守事項ですね、これは子供達一人一人によって違うのだそうです。例えば、この子供にはどういったことをキチッと約束させるか、そのこともこの中で決定するというこのようでございます。

そして、今度、仮退院させることが決定した場合には、沼田町のこのセンター、あるいは少年院の方にもこの通知が行きまして、そして、沼田の農場の方にもセンターの方からこうした人が沼田のセンターに来るということになったよと、そのことのご報告があり、国と国のセンターと一体になって農場側もその子供達に対しての今後の処遇について検討を進めていくという、そんな流れがあるわけでございます。

子供達の受け入れにあたりましては、このセンターの受け入れ方針というものに従いながら、このように幾重にも重ねられた調査、それから審理、そういったものをふまえて行われることになっておりますので、通常の更生保護施設に受け入れの場合と比べまして、相当慎重な手順を踏んでくるということでございます。

それと、先程ご質問のございました、これまで私共が町民に対して説明してきた説明会等への参加人数、概数でございますけれども、総体で、各団体からの要請に基づいて行った分も含めて、620人程というふうに算出しております。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、11番。

○11番(野 道夫議員) 町長の方からも詳しく説明、そしてまた、課長の方からも色々、私共、この沼田町の就業支援センターの対象者の選定方針の手続きとか、こういったようなものについては、初めてちょっと見せていただきました。これは非常に参考になるだろうと思うし、ただ、一般町民の人方が、そういった人がどのような人が来るのかなという、犯罪歴というものを知りたいという人もかなりいるのですけれども、そういったお話は今まであまりしたことがないものですから、今日、こういうような手続きというものについて、今説明があったのでこれで大体分かるだろうというふうには私も思っておりますし、また、町民の皆さん方にも、こういったことを説明をしていきたいなと思っております。

ただ、この中でも難しい、青少年の男子、原則は26歳未満とかと色々出ていますけれども、だから、少年というのはどうなのだとしたら、少年は7歳から8歳まで、15歳から16歳位までを言うと、少年法では20歳未満、児童福祉法では小学校就学から満18歳までの男女を言うとかなんかという非常に難しい言葉がたくさん連なっておりますけれども、なかなか分かりにくい、こういった中身をよく見れば、ちょっと分かるのかなという感じもします。

それと、今、生沼課長の話は分かりました、それと、町長の方からも、今、色々説明がございましたが、町民への説明は、私は十分と思われぬよというような話はしました。今後、また更にどのようなものの考え方しているのかなというお話もしました。私はこの説明というのは、説明をずっとして歩きました。農村の所も全部歩きましたと、説明というのは、内容の理由、事情等を分かりやすく言うことが説明であるのです。その説明の後にこれはもう一度、やはり町民全部に対して懇談会というものが、私は必要だろうと思うのです。それでは、懇談会とは何だと言ったら、ポツと言われたら分からないだろうけれども、懇談会というのは、打ち解けて話し合うことなのです。だから、1つ目には、説明会だけですべてを皆さん、分かってくれるだろうと思うのは、これは間違いなのです。こういった大きな問題は、やはり説明会後、懇談会を開いて、そして、打ち解けて部落の若い奥さん方、子供を持つ奥さん方と色々打ち解けた話をしながら懇談をしていくというのが、この中身が充実して皆さん方が理解をしてくれるということなのです。ですから、行政的に色々な話をしますと、私も土地改良区関係でおりますけれども、説明会、説明会、ただ事務的な説明会やったって、末端までといたらなかなか分からないのです。俺はそう思う。だから、役場の職員さんだっただけで分かっているような顔しているけれども、俺はそんなに分かっていないだろうと思っておりますよ。だから、こういったものは、説明会後、懇談会を開きますというようなことが、もし、町長お考えがあるのだったら、この後また、お願いしたいと思っております。

それと、実質沼田町に国の職員とか、保護観察官等と言ったら、今日も、今お話しありましたけれども、地元採用もありますよと、そしてまた、法務省から2人来て、そ

して後は3名か4名位の人が、天下りみたいな人が来るのですよという話も事前には、お聞きしたことがございますけれども、そんなことで全部で7名。この7名の中で、移住するかといったら、移住されないということを書いてありますよね、ここにね、説明の何かのあれに。説明はしないで、近隣に移住することを前提としますということを書いてありますよね。だから、今言ったのは、沼田町で移住しますよということですけども、これは、旭川の法務省の方から通ってきますよというようなことは、この説明の中にあります。ですから、この説明の中身も、町長が今言われました9カ月に渡って本当に一生懸命に心配をし、説明もしてきたと、だけれども、中身が1月から2月、3月とか、6月とか、8月とか9月に対して、かなり変わってきているのです。始めは40名が入ってきますよと、それから20名、それから12名とかとね。ころころ変わるものだから、一般町民の人だって一体何人来るのだと、せめて千人か2千人来るのだったら諸手を挙げて、沼田町の将来のことを考えてくれるだろうと思うけれども、10名や12名で沼田町の将来ということになってきたら、これは町長、難しいものの考え方だろうと思うけれども、これも1つ町長から答弁していただきたいなと思っておりますのと、もう1点、この中でちょっと別かなと思うのだけれども、説明をする時に自治振興協議会というのが沼田町にあるのです。これは私も聞いておりましたけれども、自治振興協議会というのは議会と肩を並べた、行政の中身を真剣に協議しよう、議論しようという、僕は会だと思ったのが、自治振興協議会というのはまだ1回も会議を開いていない。ですから、各町の中の町内会も1回も説明をしていないし、そういう話し合いというのはしておりません。ですから、これはやはり、1番先に議会も大切かもしれないけれども、自治振興協議会に私は話をした上で、議会とか一般町民の方に説明をしていく、順序というのが全く狂っていると思うのです、私は。これらについてもまた後で説明をしていただきたいと思えます。

それと、法務大臣の来町の時に経済的な負担を掛けないというお話もされたのですが、これはなかなか難しい問題で、私はこういったことを受け止めていいのかなという感じもします。そこで、この負担は掛けないよと言っていますけれども、これについて法務大臣の杉浦さんは9月いっぱいですから、人間が変わったら、俺、杉浦大臣の話と違うよと、俺はこういうような方針でいくよと言った場合に、これは負担は掛けませんと言ったことは、俺、ゴロツと変わるだろうと思う。こういったことも町長、キチッとやはり、法務省に行って大臣はこう言われたのだけれども、後々こういったことよろしいかということだけはキチッと確認を取っていった方がいいのかなという感じがします。

それと、町民多数の反対意見がある、経済効果と治安の安全、これは、先程、町長の方から詳しく、一部反対意見があるよと、議会の中でも13名の中で1名だけは反対だというのを2、3回私は聞きました。この人は誰か後でちょっとお聞きしたいのですけ

れども、反対する者もおれば賛成する者もおるのですから、この辺もちょっとお知らせ
いただきたい。首長として議会の13人の中で1人だけが反対だと、商工会の席上とか、
ゆめっくるの席上でああいったことを言うと、私か誰か分かりませんが、ああい
ったことは私は首長として言うべき言葉ではないということだけは、ちょっとお知ら
せておこうと思います。後で何かあったら私の所にご意見をいただければと思います。

この反対意見とか何かというの、ずっとありますけれども、農村地区では不安はあ
っても決めたことはやってくれと町長と、というような強いご意見があったということも町
長、今、お話にあります。

それから、議会の方で色々と9カ月に渡って、5回、6回位に渡って説明をしました
という話は、町長何回となくしておりますけれども、本当に議会の中で、議長もおりま
すし議会議員もみんなおるけれども、その中で本当にこの問題で議論したことは1回も
無いです、はっきり言って。まず1度、札幌行きますよといった時の日に9時から10
時半だったかに札幌の講習会か何かに行く時に9時から9時15分の間、この間、説明
をしていただきました。町長から役場の職員さんから。で、その時に初めて、はあ、こ
のようなことなのかということだけで、我々その時に、本当にそれまで議会議員で議論
したことは1回もございません。議長にも聞いてもらってもいいし、ここに皆さんいる
から聞いてもらったっていいです。私はこういった問題を本当に議会で議論している
というから、町民の皆さんが非常に、どっちについたらいいのかなというものの考え方
になっているのと思う。もうちょっと、私共議会というのは、報酬を貰っているの
ですから、真剣に議論をしなければ議会議員としてこれは失格ですよ、私はそう思う。
だから、もうちょっと私は真剣にこういった問題を町長さんから、課長の方から説明を
受けて、それを議論するのが私は議会だと思う。私共の議論したのは、ものの10分か
15分だったよね。後は全然しておりません。だから、一般町民から何かといったら、
議会議員なんて何やっているのだと、何も勉強もしていない、部落の説明はない、町内
の説明もない、とこういう話が出ている。これは、もうごもっともかなという感じがし
ます。こういったことについても、やはりもうちょっと真剣に議会議員も考えていかな
ければならないだろうというふうに考えています。私は町の中でそれぞれの人、3回位
に渡って、高齢の80歳位のじいさん、ばあちゃん、言ってもなかなかピンとこない、
分からなかった。だけれども、そんな恐ろしいものだったらと言うだけのもので、やは
りそれも賛成か反対かと言ったってなかなか難しい。そういった人と私は3回位、私の
家に来ていただいて、色々説明をしたことがあります。そんなことでこういった中身も
十分説明をしていただきたいなと思っております。

それと5番目の5千万円の経済効果、こういったことも出ておりますけれども、私は
やはり5千万で1千百万円、こういった全国で初めての企業というものを沼田町に受け
入れをした場合にかかなりの視察団が来るだろう。視察が来ることにおいて、1千百万位

の金になる、使ってくれるだろうというような説明の資料にありますけれども、そういうものの書き方というのは、子供にもの言う書き方であって、そういう施設があつて視察団が来たから1千万の金を投資するなんて、そんなこと考えること自体がおかしいし、そういうこと書くことがおかしいのです。そういうものではなく、もう少し将来の、町長も言いましたけれども、沼田町の将来というものは、こういったことでこうなのだというようなものを私は詳細に説明をしていただきたいなど、このように考えております。

それと6番目の少年刑務所については、生沼課長の方から詳しくこの選定方針と手続きについてということで、これ、今初めて私見たのですけれども、これを見せていただいて今後勉強していきたいなという考え方でおります。

私、7番目に、今町長さんの方からもいろんなお話もありました。分かります、その中身については。そこでやはり、沼田町民が行政の行政ではなく、町民の行政なのです。役場というのは、平均に役場だけのものの考え方でものをやろうとするのです。これは間違いなのです。町民の行政であつて、行政の行政ではないということだけは、皆さん分かっていたいただきたい。町民の町民、町民の行政だ、こういうことを理解をしていただかなかつたら、一般町民の人方が何って言っていますか。町長には直接言っていないと思う。何言つてんだ、役場って、てめえらだけでものやればいいって問題ではない。だけれども、これらについて、すべて皆さん方に、町民に目線を合わせて、そうして、行政というのは仕事をしてもらわなければならない問題だ、それを一方的にやるなんていうのは行政ではないということ私、この7番目にちょっときついもの言い方をしましたけれども、やはり町民の声を無視というのは、説明不足、説明だけではなく、説明の後には、やはり懇談会を開いて町民の皆さんに分かっていたくような懇談会をしていただければ、私は沼田町民の4千人、理解はしてくれるだろう、このように私は考えております。

それとここに、ちょっと町長も気に入くないと思うだろうけれども、民主主義の論理に反する、こう書いてあります。主権在民の認識を、ということを書いてありますけれども、これは沼田町の場合、町民の権利、そして、町長さんが沼田町で一番偉いのだから、やはり町民の声を聞いて、そうして色んな沼田町の将来に、沼田町はどうなるのだ、どうしていくのだ、農業か、ですから私は企業の名前もつきましたけれども、出来たら私もここに書いてありますけれども、農業取り入れ就業支援型の更生保護事業ではなく、農商工の、農業、商業、工業、農商工の就業支援型の更生保護事業センターと言ったら、一般の町民の人は、ああそうかと、農業だけではなく、商業も工業も全部この中に含まれるのだなというものの考え方で書いておけば、もっと私は町民の皆さんのものの考え方というのか、変わってくるだろうと思う。農業だけで何でこんなものしなければならないのだと、これは絶対こういう話出ているのです。それでは商店街どうなのだと、

いや、商店街は物1つ、パンツ1丁でも売ればいいと喜んでいる人もいるけれども、そういうものではないのです。私はこういったものを真剣にやはり沼田町の町民の安全、そしてまた将来の、町長が先程言いました、将来に亘ってこうすべきだというものがあれば、町長の方から私、ご返事をいただきたいなと思っております。以上です。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ちょっと長いので、すべて答えられるかどうか分かりませんが、その支援センターが商、工も入れてと、これは基本的にやはり無理がありまして、国の補助金を貰って活用してやるわけでありますから、国の補助制度からいくと農業の実習農場と言っているわけでありますから、それは商、工なんていうのは無理です。議員さんがそうおっしゃるのであれば、やはり議会で新たにそういう提案をなさっていただければいいのではないかと、そんなふうに思っております。町としてのそういう要望があれば、そういう商工業の実習の必要があるということであれば、そういう制度もまた検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、現在のこの支援センターというのは沼田の基盤である農業を基本的に更生事業に活かそうということでありますから、その点についてはそういうご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、町民の声を聞いて、役場だけが何で突出してというようなご意見ですが、私もこんなことを言うと新聞の記者の方もいらっしやって大変申し訳ないですが、他の町村に比べてうちの職員ほど住民の皆さんのことを考えて、あるいは商工会、農業のためにも自ら汗を流して努力している職員はいないと私は自負しているのです。本当に実際に職員が苦労している現場を良くご覧いただいたらいいのではないかと思います。今の農業振興課がやっている牧場での畑作の実験なんかも自ら職員が草の1本1本取ったり、様々な形で努力している姿をやはりご覧いただきたい。それから、今、商工観光の上についても、休みなく職員が町の観光をどうしたらいいかということで突っ走っております。本当に代休だらけで何年休みを取っても塞がらない位、異常な状況になっている。それ程職員は頑張っていますから、私はそういう声というのは、一部にそういう声はあるかもしれませんが、あるかもしれませんが、大方の町民の皆さんは沼田の役場というのは開かれた、しかも職員がそれだけ努力をしている、その上で町長も頑張ってくれているな、そういうふうに私は声として聞いておりますので、そういう理解をさせていただいております。

それから、議会の論議がありましたけれども、これはむしろ私は、あまり、避けたいですけれども、議会が非常に不振を今回持って、住民の皆さんに受け止めていらっしやるのは、やはりそういう発言があるからではないかと思うのです。実際にこの問題、9カ月間、まったく論議をしなかったということのは有り得ないわけです。それでは、何の為に私共は法務省に出向いているのですか、何回も。皆さんの意見を聞いて、国の関与が強くなければダメですよ、町の持ち出しが少なくなければダメですよ。色んな意見

を聞いて私共は、このいっぱい書いてありますけれども、何か議員の皆さんの中で町長が東京に行って何もやっていないと言っている方が、説明会の時に言っていた方がいらっしゃるというのを電話いただきましたけれども、そうではありません。私は、他の業務のお金を貰った関係の時に何回と申しますか、ほとんどそういう用件で行っています。ですから、出来るだけ町に迷惑を掛けない、職員も出来るだけ旅費を使わないでどうやってこの効果を活かそうかと、そういう努力をしながらやってきていますし、確実に、議長さんも一緒に行ったことがありますけれども、議会の論議をふまえて私共も説明し、議会の納得を得るためには、ここは譲れないということを言います。議長さんもその場で議会としても厳しい意見出ているのだ、なんとかこれをのんでくれ、そういうところまでやっているわけですから、議会の論議が全く無いということは、これは受け止め方としては非常に残念です。それと今言いましたように議会全体に対する町民の不信感を煽ったのではないかなと、そんなふうに私は受け止めております。そうではありません、真剣に論議をさせていただいて意見を聞いて、私共は行動してきましたよ、各地区でもそういう説明をさせていただいております。正に私はそのことをもう一度議会の中で論議していただいた方がいいのではないかと、そんなふうに思っているところであります。

それから、経済的な負担を掛けないという大臣の発言が、大臣が変われば変わるだろう。これは国の現職の大臣が言ったことに対して、事務方があれだけ付いてきているわけですから、大臣が変わったから俺達は知らないよなんていうことになりますと、これからこの事業を全国に展開しようとする時に出来なくなります。国はやはり、私共、いろんなところで不信を持っているところはありますけれども、そんなに国もいかげんではないと思います。その辺は野 議員さんも土地改良区の参事さんまでやられたのですから、十分その辺はご理解いただけるというふうに思います。

それから、自治振興協議会となぜ相談しない、やはり私は住民の代表である議会と話し合いをさせていただくのがやはり第一だと思っています。その過程で自治振興協議会といろんなところの話をしなければならぬ、これは先程申し上げましたように法務省側の意向もありまして、十分それが出来なかった。考えてほしいのは、自治振興協議会が悪いというのではなくて、自治振興協議会は今、発展の途上なのです。出来て間もない。恐らく、例えば、行政区内でも完全に認知されているというか、そういう意向ではないであろう。これから、私共は両輪のようになってこれをやっていかなければならないと思っていますけれども、現状では今の状況で、行政区長制度の中、あるいは自治振興協議会の中、そういう中で厳しい状況にあるのかな、そんなふうに思っています。これは今後とも行政としても自治振興協議会を支援していきたいというふうに思っております。

それと、居住しないというお話がありました、これは原則は沼田に住ませたいけれど

も、命令的にそれを沼田に住みなさいということは出来ないので、沼田に住まない場合もあるかもしれない、それで近隣と書いていますけれども、これも説明会の中で質問に答えさせていただきました。法務省としてはそう言うかもしれないけれども、私共は法務省に対してこの来る職員については、沼田に在住する職員を派遣してくれという要請はすると、その確約も取りますよ、そういうふうに申し上げております。ただ、非常勤の、さっき天下りと表現がありましたけれども、そういうような天下りとかそういう方ではなくて、適任者を得るために沼田に住んでいない方で来ていただく方もあり得る、そのことをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、もちろんこの安全のためには、地元の保護司さんの活躍もお願いしなければならぬと思いますし、沼田の保護司さんの数も増やしていかなければならないと思います。

それから、今、ちょっと矛盾するのは、千人なら良い、千二百人なら良い、という発言がありました。12人で野議員さん、反対していて千二百人という、そういう論理にはなかなかならないのではないかな。ちょっと論理が飛躍し過ぎるのかな。私共は将来的には、この事業、12人の事業を受け入れて沼田が完全にそのことを受け入れる姿勢ができれば、将来的にはまた何らかの形の、住民の皆さんの了解を得ながら、いろんな施設の、人口増につながることをまた検討していかなければならないと思っています。ですからこれは、国の信頼、沼田に対する信頼をまず得るためにも是非ともそういう受け入れ体制をキチッとしていかなければならないのかなど。

それから、懇談会の話がありました。これは決まって、例えば、議会で予算だとか条例も決まった後に、後それで終わりか、そうではありません。教育委員さんとの懇談の中でも、それが決まった後こそ大事なのだと、地域の住民の皆さんと懇談し地域の皆さんに理解を求める行動というのは、これからが大事なのだ、それを忘れないでほしいというご意見もいただいていますから、先程申し上げましたように町挙げてそういう対応が出来るような組織を作り上げていきたい、そんなふうに思っております。

それからケツから来たので申し訳ありません。一番最初の、要するに生沼課長の説明した関係のことになりますけれども、入所する子供、それから対象年齢がどうかということは、これは1回目からの法務省の説明資料に全部書かれております。それをより詳しくと言うものですから、これは改めて出しておりますけれども、法務省も非常に苦勞いただいて安全、安心のために法務省としての取り組みという、このページのものを配っておりますが、この中でキチッとそういう説明をさせていただいておりますので、これは決して、今配った資料が最初の説明だというお話でありますけれども、そうではなくて、これは最初から安全、安心の問題については説明をしてきている。そういうことをご理解をいただきたいというふうに思います。

ちょっと漏れているところがあるかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

す。

○議長（吉田好宏議長）はい、11番。

○11番（野道夫議員）町長の方から色々と説明等をいただきました。その中で私、今申し上げたのは、1つには町民の声というのは、もうちょっと真剣に取り入れて、町民の声を聞いた中で事業を進めていかなければ、私は行政だけで決めたことだから、しゃにむにそれを進めていくということではなく、もうちょっと早めにそういう説明をしていく必要があったかなという感じ。ですから、こういういろんな問題もあるだろうと思います。先程、260名の方が、皆さん方お集まりをいただいて、620名か、の人に説明をしましたというその話もしていましたけれども、この620名の中に3日、4日位あるから、ダブルで来ていますから、そんなにはいない、大体300人位来ているのかなというそんな感じもしていますけれども、それだけの人よりもっと町民の皆さん方に説明をしていただきたいなという、いろんな説明の方法もあろうかと思えますけれども、そういったことで説明をしていただきたいなと思っております。

それから、沼田町の職員さんが一生懸命にお仕事をしている姿、これは私共分かります。夜高なんてやったら昼間仕事して、夜12時位まで1カ月位続いてやっているのですから、これについては私は感謝します。ですから、そういったお祭りも、そしてまた町民の福祉から、いろんな関係にも同じようなものの考え方でお仕事していただくのが、これは町の職員、当たり前でないかなという感じがします。

それと、法務省に町長、上京しております。私は、上京しているのはいいのですけれども、この間、21日だったかに法務省に行きますよと、それから帰ってきてからも、全く法務省に行った報告というのを我々議会議員は受けていないのです。だから、私は法務省の方に行って来るよと言った時に、我々聞いています。ですから、行って来たら、やはり法務省でこうこうこういう話でこうだから一つ、というようなお話は、私は町長としてすべきだという感じがしますが、この辺一つ、町長、私はこういったことについてはもうちょっと説明をしていただければ、議員の連中からも、もうちょっと利口になって議論するのではないかなという感じがします。

それと、自治振興会の話も聞きましたけれども、まだ中途半端だというものの言い方もしていましたけれども、やはり沼田町の自治振興協議会の中でも皆さん方が分かってくれば、会議でも開いてくれれば、私は帰って町内会的にいろんなお話もし、説明もしてくれる。そしてもし、説明不足であれば町長なり生沼課長の方にもおいでをいただいて、説明を受けるというような話になろうかと思えますけれども、全く今のところそういうことがないものですから、町内会の行政区長さんですか、行政区長さんは会議を開いたと言っていますけれども、その行政区長さんは町内的には1回もそういう会合を開いておりません。ということは、そういうのは開く必要もないだろうと思うし、できたらこういう自治振興会の人方の会議があった場合には、説明は開くだろうというその

感じはしているようです。この辺ももうちょっとはっきりしていった方がいいかなという感じもします。

それから、もう一つ言って私は終わりますけれども、色々と全国から選ばれた優良児であると、沼田町の12名。そういうようなお話も聞きました。ですから、それぞれ法務省、町長も、法務省に行って、そういう話、全国から選ばれた優良児の犯罪歴のある人間を沼田の方に連れてくるというようなことで、恐らく要請をしているだろうというふうに考えておりますけれども、なかなか一般町民はどこまで優良児なのかと言ったってなかなか分かりません。そんなこともあってこの辺は、真剣に取り組んでいただきたいのと、今ここで決めるとか決めないというわけではございませんけれども、私共、賛否というのはこの議会で本当にもし何かあったら賛成と反対のあれをするのですけれども、今までは一切そういうことはございません。ただ、お話を聞いて、そうしたらそういう恐ろしい、そういったものはこうあるべきではないか、あああるべきではないかという話はしてきましたけれども、本当の中身的な議論というのは、本当に申し訳ないけれども、今日、議長さん正面におりますけれども、私は本当にそういったことは無かったということだけは、私申し上げていかなかったら、今、傍聴に来た人が、何だと、5回も6回も議会議員に説明していながら何も分かっていない奴らばかりでないかと思われても困りますから、この辺は私はっきりしていただきたいという感じがします。そんなことで私の方でこれ以上やったら1時間過ぎになったら、また長いぞと言われるものですから、この辺で私やめますけれども、町長一つ、まだはっきり来る、来ないはこれは別として、もっと真剣に、町民、4,040人の町民が本当に分かっていたかのような説明、懇談会を私はしていただきたい、ということをお願いしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）何点かありましたので、お答えさせていただきます。中に私共としては、やはり気になるのは、お祭りだけを一生懸命やって他の仕事は一生懸命やっていないような発言ですけれども、決してそういうことではなくて、やはり職員というのは福祉であろうが何であろうが、与えられた職務というのは全うするのが職員の仕事ですから、でも私先程申し上げたのは、うちの職員は素晴らしいというのは、そういうボランティア的なこともやりますし、自分の仕事もしっかりやってくれていますよという意味の表現ですから、誤解のないようお願いをしたいというふうに思います。もし、職員の中で至らないところがあるのでしたら、またそういうご意見を聞かせていただいて直すところは直していかなければならないと思いますけれども、先程から申し上げておりますように職員なりにその努力はしているということもご理解をいただきたい、そんなふうに思います。

それから、法務省に行って帰ってきてから何もないではないかと言いますけれども、

これはご承知のとおり、毎日議会と相談しているわけではありませんから、それぞれ委員会があったり、あるいは臨時会があったり、その都度報告しなければならないことについては報告をさせていただいてきておりますのが、この回数になっておりますので、その点についても誤解のないようお願いをしたいというふうに思います。

それから、自治振興協議会、中途半端と言っていますけれども、私はそう言っているのではなくて、まだ完成まで達していないという意味でありますから、一生懸命努力をさせていただいているのですけれども、なかなかまだ理解のしていただかない部分もある、そういう面で行政としてもこれからテコ入れをしていかなければならないかな、そんなふうに思っているところでありますのでご理解いただきたい。そして、自治振興協議会、この7月の21日には、自治振興協議会を始め、行政区長さん、様々な団体長さん、お集まりをいただいてそれを説明しておりますので、代表の方はご理解をいただいたというふうに思いますけれども、自治振興協議会全体として論議をするべきなのかどうかということは、これは自治振興協議会の方が判断したのだろうというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、全国各地から優良児という、ちょっと皮肉に聞こえるような表現ですけれども、先程から課長の方からも説明ありますように更生の意欲のある子供達という意味なのです。自分は犯罪を犯したけれども、一生懸命真面目にやりたい、そういう子供達を選抜と言いますか、希望を取って、その厳しい審査を経て沼田町と協議をして送りますよというお話ですから、誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。その中には、何回も申し上げますように沼田で1年間農業実習を終えて、道外の自分の実家の農業を継ぐ人もいれば、あるいは農業以外の仕事を、やはり農業は無理だと他の仕事に就く方もいらっしゃる。そういう中で、農業を体験することによって、子供の心の荒んだところがより更生に近づくのだということのねらいがあるということ、これは施設長さんのお話もありますように園芸療法も科学的に非常に効果があるということのお話もいただいておりますので、そういうご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、若干説明が不足だった面は、先般も作況調査で各農家のところを周って歩きました。沼田でも、先程申し上げましたけれども、実際には労働力が足りない農業の皆さん方が非常に多いのです。さっき申し上げました旭川の保護施設からも来ているのですよというお話をしましたけれども、とにかく花の時期ですとか、自分がやっている中で手を借りて、本当に必要だというのはものすごくあるのだと、だから、一緒になってそういうものを取り組んでいただいて、その子供達を迎え入れたいという農家の皆さんの声もかなり聞かされます。ですから、そういう面では、どちらかと言いますと説明会というのは、ある方が忠告してくれたのですけれども、説明会を重ねれば重ねるほどドンドン参加人数が減って行って、反対の方が集約されて最後残ってしまう、そういう

危険はないのかいというお話を聞かされました。ですから、反対だという意見も3回やりますと3回とも同じ人がずっと発言しているというケースがあって、参加者の中から一部ブーイングが出たような状況もありましたけれども、私共はやはり公平な目で見て、本当に沼田の町民が、多くの方が不安はあるけれども、一緒にがんばってやろうやという、そういう姿勢になってきたということを私共先程申し上げておりますので、いずれにしても、予算、あるいは条例の審議をいただく機会を近々設けなければならないというふうに思いますから、臨時会を開いて対応させていただきたいなとそんなふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）次、7番、上野議員。同じく沼田町就業支援センターについて、質問して下さい。

○7番（上野敏夫議員）7番、上野です。就業支援センターについて、町長にお伺いしたいのですが、私の方は特に子供が心配していることを中心にお伺いしたいと思っております。

まず、1番目に本当にこれからの沼田を背負っていく子供達がこの施設が出来ることによって、将来良い施設を沼田町に設置してくれたなと思うのであれば良いけれども、町長が言われるように100%安全のような回答を今されておりましたけれども、万が一のことを考えた時に、その時疑問を生じた時に、その時の首長が説明するのか分からないですけれども、そういうことを考えた時にちょっとどのように考えておられるかということとか、2億3千万、約2億4千万という事業が行われる、その他経済効果もあると言うのですけれども、私は目先のお金よりも、町民は安全で安心して沼田らしく生活する町民がほとんどだと思っておりますので、あと、町のメリットということでお伺いしたいのですが、今の町長の説明とその資料をいただきますと、多少お金の面ではメリットがあるのかなという感じはしますけれども、不安と言うか、心配なことが拭い去れないので、ちょっとその辺の町のメリットもお伺いしたいと思えます。

また、事業の経済的な失敗と言うか、五カ山の方に農作業をさせて牛を飼ってということと事業を行うのですけれども、これについて、万が一、水害でも大冷害だとかいろんな、農作物ですから、天候不順だとかいろんなことによって失敗した時にどうということになるのか、また、事件と言ったらあれですけれども、ちょっとしたことで町民の心配していることがもしか起きた時にどのようにこういうことについて対処するのか、そのことについてももしか町長が考えていること、例えば、それに対しての組織を作るだとか、いろんな具体的なものがあれば、また教えていただきたいと思えます。よろしくお願ひ致します。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）先程からのご質問と同じように、私共と観点がちょっと違うのだろうと思うのですけれども、なぜこのような施設が沼田に出来てしまったのかという、

私はやはり、こういうような状況にならないようにですね、行政も町民も努力していかなければならないというふうに思います。

それと加えて、先程も若干触れましたけれども、詳しくあれでしたら助役の方からまた説明をさせていただきますけれども、月形のように近隣の、近くの人口がやや似たところで少年院が有って塀が無くて、しかも子供は勤め先に自由に行って自由に帰ってくる。あるいは子供達も中学校の子供達と一緒にバスケットをやったり野球をやったりする。そういうことをやっていて、なおかつ事件が起きていませんよということをしっかり受け止めていただきたいというふうに思うのです。私は安曇野市の紹介もしましたけれども、鉄格子も無い、塀も無い少年院、町の住民の皆さんがそれを作らないでくれと言っているということは、やはりお互いに信頼関係を持ってこの子供達をキチッと守ってあげようという、逆に住民の側からいくとそういう姿勢だと思うのです。そういう姿勢がもし沼田の住民に早く出来てきたとすれば、これは絶対そういう心配はない。逆に、例えば、この沼田から出てどこかに就職をされた子供が、沼田にはそういうものがあるけれども、なおかつ安全なのですよ、安心なのですよ、俺の町は日本で1番安全な安心の町だと誇れるような町、こういうものをやはりみんなで作っていくという前向きの姿勢が必要だというふうに思うのです。

ですから、どうしても反対の方は、こんなこと言ったらあれですけども、一部の方は地元で反対運動するだけでなく、町外の方に反対を起こせと運動をしているようですけれども、それはちょっと間違っていると思うのです。自分達の町を、自分達がどうするかと考えるのが基本で、何で町外の人に対してまでそんな煽り行為をしてやらなければならないのか、ちょっと情けないな、そんなような感じで受け止めさせていただきました。何件かそういう電話をいただきまして本当に残念に思っているところでありますけれども、私はやはり、多くの方の意見が、やるとすればやはり住民挙げて迎え入れ出来るような町を作ろう。これは9月の懇談会であちこちでそういう意見が出ました。私はそういう方向でどうしたらそういう町が出来るかということ、先程から言うように町民の皆さんと論議をして作り上げていきたい。その中でこの部分については不安がある、この部分については法務省で何とかして欲しい、そういう意見があるのであれば、これは私共、また法務省と掛け合っってその部分の要望もさせていただきます。あるいは職員がどうしてもう1人足りないというのであれば、スタート2人だけでも、もう1人どこかで付けてくれないかとかという要望だって出来るというふうに思うのです。

ですから、それは、あくまでもそういうものを受け入れるという姿勢を作って、その受け入れが出来た時にそういう条件的な闘争というのは、また出てくるのかな、闘争と云ったら失礼ですけども、そういうあれがあるのかなど。ですから、今は私はむしろ、そういうことではなくて、前向きに努力をしていきたい。そして、この人口減が、今確

実に減ってきて、今もう4千、間もなく、来年の3月では切ってしまうだろうと思うのですけれども、そういう状況の中で沼田の町がドンドン活力が無くなっていくということ、これはやはり避けなければならないだろう。安全、安心、それから商工会の皆さん方、あるいは農家の皆さん方にも役に立つような、そういうような考え方で物事を動かしていく。そのことを国と一生懸命やっていかなければならないと思いますので、まずはそういう意味での心配は私共はしておりません。

それから、目先の利益というふうに言っておりますけれども、これも住民説明会の折に資料を配って、それぞれ事業としての必要性ですとか、あるいはどういう利益があるかということも書かれております。その中には、利益、経済的なものばかりではなくて、駐在官事務所が地域の安全、安心のために果たす役割というのは、非常に大きいですよと。それから、将来的には沼田警察署の、結果的にどういうふうになるか分かりませんが、存置に向けての1つの材料にもなりますよと、それは安全の確保のためにそれは大事な事でないですかというような、いろんなことを説明させていただいておりますので、決して私共は目先の利益だけで物事を進めようとしているということではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、3番目、事業の経済的な失敗、これは、例えば大災害ですとか、何とかなった時に、これは災害救助法ですとか、いろんなものがありますから、そういうその時々への対応をしなければなりませんし、どういう事件を想定しているのか分かりませんが、法務省でもキチッと説明があったように国家賠償法の中で、法務省の責任は大臣が責任を取りますよと、おっしゃっていただいておりますし、私共の農場等で起きる災害につきましては、国家賠償法に匹敵する民法による損害賠償の責任が生じたことによる町村の責任、これを総合的に補填する全国町村会の総合賠償補填保険というのがありますし、これを私共は既に入っておりますから、そういう保険の中で様々なそれに対する責任のあれはやっていかなければならない。いずれにしましても、町長として取るべき責任が出てきた場合については、これは十分私共としても責任を取らなければならないというふうに思いますけれども、まず、そういうことが起きないように私共は町を挙げて努力をしていく、このことがやはり大事なのかなというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（上野敏夫議員）7番、上野です。法務大臣が来られた時に22%でしたか、の再犯率だとか、有識者会議の関係の再犯率のことがあるから、町民が心配していると思うのです。更に今、町長言われたように、近隣町村の一般の町民と言ったら悪いですが、その方達も何らかの形で沼田の町民と似たような心配をされているということも、沼田町だけではないということも考えるべきだなという、町長もこの間、講演会に案内するとか、何か北空知の人にもやると、この間、町長言われていたような気がして

おります。

それで、先のことなのですからけれども、私、今、子供達のこと言ったのは、そこに施設が出来ることによって、私、説明会に小学校に行った時に、うちの子供、その施設出来たそこを通りたくないと言っているという親の声を聞いた時に、ちょっとそれが気になったので、そういう子供達というのか、小・中学生に対してでも、何かの形で理解してもらおうように説明的なものをしていかないと、子供達が勝手に想像しているということもありますので、その辺も何かの形で説明していくべきだと思います。

また、更生しようとする少年が沼田に仲間が来たり、来ることもあるということも聞いておりますけれども、このことはいないように厳重にガードするということも言っておりますけれども、本当にいろんな不安の材料が考えれば切りがないですけれども、本当にこういうことは起きないということなのですからけれども、末永く沼田町を安心して安全で暮らせる町に町長の力を注いでいただきたいと思います。

それと、法務大臣が来町の折に、沼田町には迷惑を掛けないと、先程から言っておりますけれども、農業関連施設で相当投資するのですけれども、人力を多く必要とするトマト、これ1丁程、作付けすることに計画になっておりますし、花とか芋はこの収入的なものは理解できますけれども、今言ったトマトだとか、牛を40頭から飼うとかと言った時に、本当にこれは相当努力しないと人力だとか人手だとかいろんなことを使わないとこの目標に達成しないような気がしますので、この辺もそうならないようなことを何か考えておられれば教えていただきたいということと、それと、国家賠償の方があるということで、町長言われましたけれども、実際、神奈川県久里浜少年院で脱走した元少年ですか、24歳の方が、恐喝事件で逮捕された件がありまして、このことについては国家賠償制度に起訴したのですけれども、少年院側が監視を怠ったのが原因だということになっているのですけれども、いざ裁判をやりますと被害者が国に訴訟を出したのですけれども、その辺は予見できなかったということで請求を却下されたという実例もあります。このことから国家賠償があるからということではなくて、ある程度、沼田町でも今、保険に入っておると言うのですけれども、もし万が一ですけれども、被害者が町民の中で出るようなことがあった時の対応として、例えば、訴訟に係る費用だとか、被害を受けた町民を救う組織だとか、またその責任を誰にするかということを実体的に議論して行ってほしいし、慎重に議論した中で町民の理解をもっと求めるべきだと思っておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）講演会というよりも、私はまず理解をいただくためには、いろんな、例えば、月形少年院の見学もそうですけれども、積極的に参加をしていただかなければ、見るのはイヤだ、聞くのはイヤだ、だけど反対だというのは、ちょっと物事が進まないだろうと思うのです。ですから、そういうものを、それぞれお仕事を持って

あれですから、よくご覧いただいたり、あるいは議会の場合ですと議員視察の折に1時間か1時間半位、時間を空けていただいて、どこかの、この間来た札幌の大化院という施設でもいいですから、そういう所を見学いただいて実情を良くご覧いただきたいなというふうに思うのです。本当に私共が最初この話があって捉えた認識と、今いろんな話を説明会で法務省の方から聞いたり、そうしている中では相当認識が変わってきています。ですから、そういう機会をキチッと捉えていただいて、内容を良く知っていただきたいというのがまず第1点。

それから、小・中学生については、これも教育委員会の方で学校と良く相談をさせていただいて、学校が必要だとすれば何らかの手当をして、学校に担当している保護司さんの専門の方もいらっしゃるようですから、そういうあれも出来ますよというお話をいただいておりますから、これは教育長の方で、今、学校と相談をいただいておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、仲間と言いますけれども、これも、まずそういうことはあり得ないという法務省のお話ですし、そういう危険性があるとすれば、事前に保護監察官がチェックできるというのです、その変な動きが出てくると。そうすると当然その子供達は基に戻されるわけですから、そういうことはまずあり得ないと言うのです。もう戻りたくない、更生しようとしているのですから、もう戻りたくないという気持ち、ですからもうキチッとやる。それで先程、再犯率が20%と法務大臣が言ったというのは、その保護施設の中にいる間に起こした案件ではなくて、出た後、何年も後に犯罪を犯した、何十年も後に犯罪を犯した人が、たまたま再犯ですよということの意味で、決してこういう保護施設でお預かりしている子供達が20%の再犯率という、そういう意味ではないということ、これは何回も法務省が言っておりますので、誤解の無いようお願いしたいというふうに思います。

それと農業を心配されていることは、人手が掛かって大変だろうということですが、私共は逆に人手の掛かる仕事を選んでいるのです。というのは、子供達に仕事が無くなったら困るのです。それで、実習費用も、この間ある場所で説明しましたらびっくりしていましたが、一応、実習期間ということで3千円なのです、賃金が。ですから、今の金額からいくと相当安い賃金で働いていただけますので、牧場だとか、そういう手間が掛かって安い賃金で実習をしていただいて、それで農場全体が10年間ではプラスになりますよということで説明をさせていただいております。これは、法務省、厚生労働省とも協議済でありますから、最賃法に引っかかるとか、そういうことはありませんので、あくまでも実習ということでやりましょう。そういうことですから、まず心配ないだろう。それから、トマトの話、牛もありましたけれども、主力になるのはシイタケの栽培でありまして、シイタケの栽培の3棟が主力で、これが年間通じて大きな資金力になります。それが今朝の農業新聞を見ましても、中国産が輸入が今、ストップされて

おりますので、非常に高値で、今、品不足だという状況、これはしばらく続くだろうと出ていましたけれども、そういう状況の中では、非常に選択として良かったのかなというふうに思っています。申し上げましたのは、人手が掛かれば掛かるほど、この子供達にとっての仕事場が確保出来て、役立つのだということ、利益を上げるために省力化を図るのではなくて、子供達に仕事をやってもらうために仕事をどうやって作るかということを考えている、ということをご理解いただきたいと思います、そんなふうに思っております。

それと、脱走という事例がありましたけれども、これらについては法務省によく照会をさせていただいて、どういう事案だったのか、また、議会の委員会等でもまた説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。次、10番、中村議員。同じく質問して下さい

○10番（中村保夫議員）それでは私の方から同じ題名で質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、私の場合はちょっと角度を変えて質問をさせていただきたいというふうに思います。

ここにも書いてあるのですけれども、沼田町に居住する犯罪歴のある人の実態について、恐らく実数は分からないと思います。分かっているのは、恐らく警察署長位なもので、あと沼田にどれ位の犯罪歴のある人がおられるか分からないと思いますけれども、確かに、きっとおられるだろうなど、私も実は何人かは知っておるのですけれども、でも普段生活する時に、実はこの人犯罪者だよなどとか、この人悪いことやった奴だよなどということは、一切考えないです。一緒にお酒も飲みながら、一緒に話をし、一緒に手を握り、一緒にやっています。その人達はやはり、2度とあの塀の中はイヤだということも実はあって、ひっそりと、なによりも一生懸命生きているような気が致します。私達は本当に毎日、そういう人達に気付かないままであろうけれども、共存しているのが実態だというふうに私は考えております。沼田町に保護司さんが5人おられるということですので、恐らく、その保護司さんよりは多い数の犯罪歴のある方がおられるのだろうなという想像をしておりますけれども、あと12人のそういった若い人達、これを支えること出来ないのだろうか、私は常々思っております。私も若い頃から、テープレコーダーが回っているのであまり言いたくはないのですが、スイカ泥棒から始まって若干の万引きも実はしたことはありますし、キセルをやったこともあります。その延長線上に恐らくその少年犯罪というのがいってしまうのだろうなというふうに思っておりますけれども、僕の高校の同級生や何かでも、まだ塀の中に入っている人は実はいますけれども、そういう人達も本当は心の優しい奴で、優しいから断れない、断れないから犯罪にはしってしまったという人が世の中には実に多いのだというふうに思っております。私がおの塀の中にいないのが不思議な位、僕の高校の同級生何かは、もっともっと

真面目で優しい青年でありました。そういった人達を何とか一生堀の中に入らないでもすむような状況に、もしこの沼田がお手伝い出来るのであれば、100%の安全というのはないと思います。先程来の答弁でほとんど答弁されてしまっておるのですけれども、なにもない状態でも100%の安全はないよという町長の、先程答弁ありましたけれども、私も正にそのとおりだと思います。この12人の少年達を支えること、それから更生させてやるのがそんなに困難なことなのか。そういった意味でちょっと言いましたけれども、ほとんど答弁、野さんの質問の時に答弁を全部いただいておりますが致しますけれども、私の質問にも、もう1回お答えをいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）お話のように沼田警察署にも照会しましたがけれども、警察署では掘んでおりますけれども、公表は出来ないという回答でした。実際にはいらっしゃるのです。数は教えてもらえませんでしたけれども、議員さんおっしゃるように、私もこの方がそうなのかなという方も何人かいらっしゃいますので、そういう状況なのかなというふうに思っているところであります。

私は説明会の折に、ある方が沼田というのは本当に冷たい、本当にひどい地区だというご発言があって、私共はお答えさせていただきました。この沼田ほど人情の厚い、しかも町外から来た人を本当に歓待して受け入れる地区というのはそう滅多にないのではないかというお話をさせていただいたのですが、正にそういうことだと思うのです。こういう例を挙げると自衛隊の方がいらっしゃると思われられるかもしれませんが、自衛隊の誘致の折にも結構な反対がありました。弾薬庫なんて危険だ、そんなもの持ってきたらどうするのだという方もおりましたけれども、今、現実にはそれでは沼田の町民がそれを拒否しているかと言いますと、今やもう、何をやっても自衛隊の隊員の皆さんがいなくてはならない、なくてはならない存在になっているのです。このこと1つを考えても、非常に沼田の住民の皆さんというのは、懐の深いと言いますか、本当に温かい気持ちを持っている住民の皆さんだろうというふうに思います。いろんなことの経過はあります。1つのものをやるのに反対、賛成とか色々な論議はありますけれども、最終的に固まるとこれ程1つになってまっすぐに協力体制出来る町というのも珍しいのかなと私は思っております。いろんなところで首長と話をさせていただいても、沼田の町というのは本当に羨ましいな、町挙げていろんなことに町民が協力してやるのだもんなというふうなお話を聞かされて、正にそうだと思うのです。

ですから、今の状況で安全、安心の面で非常に心配される方の気持ちも分かりますけれども、今ご質問のように、現状で12人の方が増えたから沼田の町が本当に危険な町になるか、これはまず有り得ないだろうというふうに思うのです。むしろ、その子供達が早い時期に沼田の町にとけ込んでいただいて、より沼田の町民というのは本当に心が深い、温かい、そういう評価をいただけるような町には出来るだろうというふうに思

っていますし、行政を預かる者としてそういう町づくりのためにあらゆる努力をしていかなければならないというふうに思っております。

ちょっと今までいろんなことをお答えしておりますので、十分な答えになっているかどうか分かりませんが、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） 10番。

○10番（中村保夫議員） ちょっと耳が痛かったですけれども、私も25年前、自衛隊の誘致には反対をしておりました。こんな非生産的なものを持ってきてどうするのだということで反対を実はしておりました。今になってみると、夜高あんどんでも、あるいは治安の面でも非常に助けられているなということだと思っております。

発言を基に戻しまして、説明会の発言でも有ったし、それからブログや何かでも色々書き込みが有って、その中でこういう少年犯罪を犯した人達をクズだとか、ゴミだとか、それから、ゴロツキだとか、バイキンだとか、世の中にこんな汚い言葉があるのかという位、悪しき言葉を使いながらそういう人達を中傷、誹謗しておるのを見たことがあります。聞いたことがあります。私、沼田の人達というのは、それ程、了見の狭い人達だったのか、その点を非常に残念に思います。野さんとは、ちょっと反対の意見になってしまうかもしれませんが、こうやって620人の方々に説明会に来ていただいた。僕の記憶ですけれども、合併の時の議論が去年、一昨年ありました。その時の説明会より多いのかなというふうに620という数字を捉えておるのですけれども、それ程関心があって、十分とは言えないのしょうけれども説明はしているというふうに僕は評価をしております、この後、いろんなところからまたリクエストがあれば説明に行ってくださいと思います。

なにはともあれ、私も11日の日ですか、月形学園に割り込ませていただいて、恐らく定員がいっぱいだろうから、俺の席、もし用意出来たら連れて行ってほしいのだけれどもとお願いをしたら、いや空いています空いていますと言うのです。あれだけ激しい言葉で懇談会をやり、説明会をやって反対されていた方が、何人もおられたはずだ。しかしながら、現場には来ていただけないというこの現実、忙しかったのしょうけれども、それでもその中の代表者の何人か位は、来て、現場を見て、それでやはり危険だよ、反対だよと言うのであれば、反対をしてもらって結構なのですけれども、今日の傍聴者の中にも一緒に月形学園を見させてもらった人達もたくさんおられるのですけれども、そんなそんな中に入っている少年達が、目のつり上がったような、剃り込みが入ったような、そんな少年達はいませんで、みんな本当に優しい顔をしておりましたし、所長の説明でいいことしか言わなかったのかもしれないけれども、その子達を保育園の子供達と一緒に遊ばせる、あるいは養護施設に送って、老人達の介護をさせる、そういったことを実際にやっているのです。そういった姿を見ると人間全部が悪いのではない。中には腐った人も、そういう人達は暴力団かどこかに行くのだらうけれども、そういっ

た人達、更生する意識の無い人達は仕方が無いにしても、ああいった所で社会復帰のために一生懸命になっている人達、そういった人達を沼田で是非とも迎えてやっていただきたいと思います。

質問に入りますけれども、私達、旭川の清和荘を見させていただきました。議員の中では、月形学園に行ったのは私だけですけれども、今後、そういった大化園ですとか、清和荘にもう1回行ってもいいと思うのです。とにかく住民の方に見てもらわないと、あの状況を見てもらわないと、不安ばかり煽られたのでは前に進まないと思うのです。やはり折にふれて、5人で仲間で行ってきたいという方のリクエスト、あるいは町でバス1台出すから30人位の団体を組みたいといったようなこと、今後、現場を見る行動をやっていただけるかどうか、それだけお聞きをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）もちろん、先般お越しいただいた札幌 大化園の施設長さんも、上口さん、いつでも見学に来て下さい、医大の前だそうです。土曜、日曜構わず、いつでも来て下さいというお話で、お聞きしますと、説明会終わった後に行きたいということとでいくつかの団体が、既に日程調整をされていたようでありますけれども、私共としても先程申し上げましたように、これで終わりではなくて、やはり住民の理解を求めめるための努力はこれからもしなくてはなりませんので、そうした機会を多く持たせていただきたい。

それと商工青年を中心に9月の19日ですか、要するに反対、賛成ということではなくて、更生保護というのはどういうことなのだとすることをまず住民の皆さんに知ってもらおうという、そういうようなチラシも入っていました。非常に貴重なことだというふうに思うのです。その中で実際に携わっている方、それから、実際にそういう場面に、いろんなところを訪問して体験している方、そういう方のお話を聞き意見交換もするというようなことになっておりましたので、是非そういう機会に多くの町民が参加をしていただいて、そういう理解を深めていただければというふうに思っております。

ご指摘のような施設の見学、実際にそういうものにふれていただく、これについては、色々な機会に、例えば、町で主催するいろんな行事の中にそういうものを組み込んだり、いろんな工夫をしながら出来るだけの努力をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。次、12番、橋場議員。同じく質問して下さい。

○12番（橋場 守議員）12番。質問通告の中の前半のところは、説明会の記録をよく読むと、議会制民主主義に基づいて議会の議決によって決めるとキチッと答えておりましたので、これはちょっと取り下げたいと思います。

私も中村議員が質問された中身と同じようなことを反対だと言う人に言っているのです。少年だから、そういう保護施設の中に来て保護を受けている。だけれども、成人に

なって大きな犯罪を犯して、5年なり10年なりの刑を終えてきた人は、誰にも知らされないで沼田にだっているかもしれないよ、その人達は危険でないの、もしいると分かったら出て行くのですかと、そういう話をしているのですけれども、不安だということはあるのだと思います。

何でもかんでも反対なのだという人もいるのかもしれませんが、中にはこういう反対の人もいました。一度過ちを犯した人を温かく迎えて、更生の応援をするということは本当に大事なことだ。だけれども、もし、沼田町民の中に、ちょっと不心得と言ったらいいか、そういう人がいて、コンビニでその施設に入っている人と会った時にアイツは犯罪者だなんて、そういう接し方をされた場合に、その人は元に戻るのではないか。私はそういう不安があるから反対ですと、こういう反対の人もいます。私はこの人には、それは沼田町民をもうちょっと信頼してもいいのではないかというふうに話しておきましたですが、そういう反対の人もいます。

それから、誰もがやはり不安を感じるものなのです。そのものを大体決まってしまうてから町民に説明するというのはちょっとこれは腹が立つと、こういう人もいます。私はそこで、さっき町長説明されていたように、この支援施設というのは、沼田町から、あるいは他所の町も含めて、うちによこして下さいと行刑施設のように誘致運動したものではありませんのです。ですから、誘致運動しますということであれば町民に諮ること出来るけれども、大臣の方から直接ここにどうだと言ってきて、全体に公表されていないものだったのです。そういう中身だということをもまず1つ、町民の皆さんにきちっと説明する必要があるのではないかなと思うのです。

それと、町長が議会についても、秘密にしておきたいような意味のことで言ったのは、結局これが広まってしまつて行刑施設のように誘致合戦が起きたら困るという心配もあって、一定の目途が立つまでは議会にだけに報告するというような格好で進められていましたから、私はこれ、ちょっと仕方が無いのではないかなというふうに思っています。

それから、そういう事情があったということをお一応、町民の皆さんには説明をしているのです。私、何年か前に、続けて両親が亡くなった子供をちょっと預かったことがあるのです。10日位、預かったのですけれども、朝と夜、家に来てご飯を食べてもらって、夜は自分の家で寝てもらおうと、中学2年生と小学5年生でしたから、夜は私が行って泊まってあげてということをやったことがあります。姉と弟なのですけれども、弟の方がちょっと非常に非行があったのです。よくよく、両親が亡くなってしまつてからいろんな世間の人から聞いたら、娘は中学2年生だけれども、食べた茶碗も洗えないのです。それから、お茶を出すことも知らない。弟の方は悪いことをするけれども、茶碗を洗ったり、それから、おじさん、僕お茶出すからどの位入れるのと言ってくるのです。よくよく聞いてみたら娘の方は母親がちょっと成績が良いものですから、何もさせない、もうその娘だけは自分の子供。男の子は自分の子供ではない、親父の子供、そういうの

が分かってきたのです。そうして、それを考えてみると、一体、非行を起こしたという人、非行がなぜ起きるのかと、ずっと深く追求していったら、決して非行を起こした人だけの責任ではないと私は思うのです。ですから、この悪くなった子供、実際には児童相談所に行って、そこから里親に引き取ってもらったのですけれども、弟の方だけはちょっと手付けられなくなって、施設に入ったのですけれども、結局、人間が産まれた時には自分の親達よりは脳なり身体の機能というのは、完全に進化するのです。しているけれども、そのままで、ものを考える力は無いわけです。一体どこからそういう知識や何かを得るかと言ったら、結局外部なのです。ですから、その子供が非行を起こしたということを、その子供だけ責められる、そういう内容ではないと思うのです。私は、沼田にそういう人達を持ってくるということで一番大切なことは、いろんなことで反対している人達、えーどうするのだろうなと思っていたのですけれども、例えば、罪を憎んで人を憎まず、それから、他人の振り見て我振り直せ、こういうのを子供にどうやって教えるのだろうと不思議に考えたこともあるのですけれども、私はやはり、そういう人達を本当に力を貸して、社会でその人達を更生させて、一緒にそういう犯罪の無い世の中を作ろうということを沼田町民が支援するという事だったら、本当に誇りに持っていることではないかなと、私はそういうふうに考えています。

そこで思うのは、私どうしても法務省が言っていることに腹が立つのは、犯罪を犯した人、こういうことで更生させられるような施設に持ってきますというけれども、犯罪がなぜ起きるかという原因について一言も述べていないのです。そこを断たなかったら、犯罪を犯した人をいくら更生しても螺旋上を回っているようなものなのです。私はそういう意味で、子供を更生してもらうのに手を貸すということを誇りに思うと同時に、やはり町長、国に対していろんな格差がありますから、犯罪を切る、根っこを断つようなことも要求していかなければならないのではないかなと、こういうことで、町長、いろいろと答弁の中で私が考えているようなこと、ずっと答弁されていまして、こっちの方をお答えをいただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご指摘ありましたように、先程からもお詫びを申し上げておりますけれども、住民の皆さんに情報を伝えるのが非常に遅かったということは、これはお詫び申し上げなくてはならないと思います。私共としては、今後いろんな事業をまた展開するわけですが、やはり住民の方に軸足を置いて、少々国から言われても、ある程度、住民の皆さんに情報を早く公開する、この姿勢だけは職員と共に持っていきたい、そんなふうに思っておりますし、今ご指摘のこれまでの経過につきましては、9月の4日、5日のまちづくり懇談会がありましたので、この懇談会の収録を町報で出しますから、その前段でこの経過、どういう経過でここまで来たということを説明する文章を載せるつもりであります。もちろん、お詫びの言葉も入れて載せたいというふうに

思っておりますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

それから、非常に温かい言葉をいただきました。犯罪の無い町、これはやはり、町民全体で目指していかなければならないと思いますので、もちろん法務省と共に沼田のこの施設を運営するための協議会みたいなものも出来ると思いますから、その中で今ご指摘のあった、なぜそういうことが起きたのか、そういうことをキチッと原因の究明が出来るようなそういう懇談会的なものも開催する努力をさせていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、国も初めての事業ですから、どうやって進めようかということ非常に迷っていると思うのです。それで1つ1つの情報公開と言いますか、町が言うとそれを検討するのに非常に時間が掛かる、向こうも沼田のプロジェクトチームを作っているのです、法務省の中に。それで1つこっちから問題を投げかけますと、そのプロジェクト全体が集まって審議をして、法律的にはこれ言ってもいいかとか、いろんなやり取りをやっているようですから、そういうことをこちらでも受け止めながら言うことは言って、キチッと対応させていただきたいなとそんなふうに思っておりますので、今後ともそういう忌憚の無いご意見を聞かせていただいて、もちろん住民の皆さんからもそういうご意見をいただいた中で進めさせていただければというふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長） 12番。

○12番（橋場 守議員） 議会で議論が無かったというような人いるのですけれども、私はそうは思っていないのです。それは私だけなのかもしれませんが、これは国からは是非頼むと言われてやるやつですから、反対する理由は無いなという議員の人、何人かいると思うのです。そういう人達は、要するに沼田で金を持ち出すようなことであっては絶対反対だよという議論をしているのです。それ以上、私としてみれば議論することないのです。これ、受け入れたいと思って受け入れてやるべきだと思うわけですから。ですから、もし反対ということであれば、説明会で、議会で議論はしていないけれども、俺は反対だよと、こういうことで反対だよといくらでも言える場所あったと思うのです。私はそういうふうに感じているのですけれども、町長どうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 先程も答弁させていただいたとおり、私の受け止め方としては、何人かのそういう今おっしゃったようなご意見、国の関与を強く求めたり、あるいは町の負担を無くしてくれという要望、大方の皆さん方がそれに同調されて発言がない場合もありました。ですから、説明するたびにそれぞれの議員さんが大論議したという、そういうことではありませんけれども、内々的にそれをやってくればという、そういうふうな理解も私もさせていただいておりますので、やったかやらんかということがまだ必要だとすれば、私は議会の内部でもう少し論議をいただければというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長） よろしいですか。以上で沼田町就業支援センターについての一

般質問を終わります。暫時休憩を致します。

休憩 14時52分

再会 15時02分

○議長（吉田好宏議長）再会を致します。町長に対する一般質問を続けます。通告順に順次発言を許します。8番、絵内議員、ほろしん温泉ほたる館の経営について、質問して下さい。

○8番（絵内勝己議員）8番、絵内です。ほろしん温泉ほたる館の経営についてと題して質問させていただきたいと思います。

まず1点目の従業員の教育をどのようにやっているかということに対しての質問なのですけれども、こういった質問をさせていただくのは、私達、中学校の同窓会が7月の15日にほたる館を利用させていただきまして盛会に進めさせていただいたところなのですけれども、1次会は盛会の内に終わり、2次会の8時半からの時点でありました。小さなことなのですけれども、非常に不快感を、集まった全同窓生の皆さん方がってしまったのは事実であります。と、申し上げますのは、2次会なものですから8時半の設定でしたので、たまたま、栓抜きが無かったわけなのですけれども、その栓抜きが無いのでその担当しておった従業員に栓抜きを貸してくれるように言ったのですけれども、会場に栓抜きを持って行ってあるのでということで、なかなか栓抜きを貸してくれないのです。それが4回も言って、10分以上経過したと思うのですけれども、やっと1個の栓抜きを貸してくれたのが事実であります。

普通でしたら、お客さんを相手する商売の従業員であるのならば、たとえそれがどこに置いてあったにしても、その会場を使う人が分からないのであれば、私達の方から申し述べたのであれば、ただちに私達の方に、あすみませんでした、今すぐ持ってきますというふうに持ってくるのが普通の従業員の姿勢だと思うのであります。営業する立場の人間としてであればそれが当たり前だと思うのですけれども、それが4回ですよ、4回。1回言っても、その会場に持って行ってあるから探して下さいと言うのです。それが2回、3回、4回言ってやっとその栓抜きを1個だけ持ってきてくれたのです。たかが栓抜きですよ、されど栓抜きなのです。私はそういった従業員に対して、どういった普段の従業員の教育をされているのか、これからされようとしているのか。お伺いをしたいと思うのであります。

それと併せて、今までもそういった従業員の対応のまずさというのが多々私達も聞かされているわけでありましてけれども、やはり従業員の皆さん方の、町が経営しているという面における危機感というのが非常に薄いのではないかな、そう考える時に私は少なくとも行政から一刻も早く手を切って、第3セクターでやるべきではないか、そんなふうに感じております。私達の財政も決して裕福な財政ではありませんので、やはりそ

ういったことから改革していかないと私達沼田の将来を考えると、毎年、数千万の金がそこに投資されているわけですが、そのことを考えると、やはりそういった面においては、第3セクターで進めるべきだと、もしこれが第3セクターでしたら、そういうことがあったら、その従業員は即、解雇になると思うのであります。私はそこまでは言いませんけれども、少なくともそういった面においての、非常にそこに集まった同窓会のメンバーの全員が不快感で、その日は30分以上はそのことで、アンタ町会議員やっているのだろうということで、随分言われました。こんな経営しておってどうするのだということで、何回言われたか分からないのが現実であります。

町長、そういった従業員に対して、どのように対処されるのかお伺いしたいと思うのであります。しかし、これは恐らく一部だと思うのです。中には若い男の方でも女の方でも、笑顔でありありがとうございます、いらっしゃいませと言って対応をいただいているのは事実であります。全員が全員そうだというわけではありません。一部の従業員がそういう人がおるということで、それに対してのどのように今後対処されるのか、町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）議員からお話の件については、助役の方からも報告がありまして、本当に申し訳ないという気持ちでいっぱいあります。温泉の職員に対しても、原因の究明と今後どうするのだというようなことのお話もさせていただいておりますので、キチッと対応をさせていただけるだろうというふうに思っておりますが、従来から見ますと職員研修も随分回数をやっています、今、中でお褒めの言葉もいただいたのですが、最近では料理なんかも非常に評判が良くて、よくこんな立派な料理出せられますねというようなお話をいただいている位、大分内容が変わってきました。それには、働かない者については、もう辞めてもらった方がいいのだという位の姿勢で今、臨んでいますので、私共としてはこのリニューアルを機会に全面オープンは来年になりますけれども、来年に向けて更に職員教育を進めながら、対応出来ないという職員については身を引いてもらうと、そういうところまで今、専務の方に話をしておりますから、そういう観点で物事を進めたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それと、第3セクター、要するに他に経営を譲ったらどうかということですが、これは前々から申し上げておりますように、町としてはその方が身が軽くなっていいわけですが、ただ、近隣では、そういうふうに委託をしてと言いますか、おまかせしたのが結果的に失敗で、またまた直営に戻したというところがあるのです。例としては小平なんかそういう例ですが、そうした例もありますので慎重に対応しなくてはならないというふうに思いますけれども、リニューアルをした結果、例えば、道内で安定的なホテル経営をやったり、観光事業の運営をしているようなところが、ほ

たる館も経営してみたいという意向があれば、私共としては出来るだけ早い機会にその民間の方へ移譲をしたい、これは本音であります。いつまでも、私共自身が社員教育をやるといってもこれは限度がありますので、そういう考え方で進めさせていただきたい。ただ、小平の場合は、全面的にやって、その後、支配人だけをホテルから移入したのだそうですけれども、これもやはりうまくなかったということなのです。その辺の状況等も聞かされておりますので、慎重にやりながら町の負担にならないように、出来るだけ早い機会にそういう相手方を少し選んで進めさせていただきたい。これは来年、リニューアルが終わりましたら、また議会ともよく相談をさせていただいて一般公募と言いますか、そういうようなあれもちょっと考えてみたいなというふうに思っておりますので、またそういうことで検討させていただきます。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（絵内勝己議員）前向きにそれぞれ取り組むということですので、そんなふうにして進んでいただきたいと思うのですけれども、今、ほろしん温泉のほたる館を改築、そしてリフォームということでそれぞれこれから進むわけですけれども、これに対しては、船井総合研究所のコンサルティングの冊子を私も何回か見せていただきましたけれども、この冊子の経営の判断というのが、確かにプラスに持っていくように、こういうふうに岩盤浴を始め、色々な面を取り入れて進めるべきということのそんな結論かというふうに考えますけれども、この中で割りと表に活字で現れていないのが、従業員の教育についてあまり現れておりません、正直言います。だから、この人がそこに泊まっただけで、それぞれ調査されたと思うのですけれども、そういう言い方したら大変失礼なのですけれども、いい人にめぐり会えたのかもしれないけれども、たまたま私が泊まった時が心ない従業員の方に出会ってしまったのかもしれないけれども、これはやはり、コンサルティングの船井総合研究所のこれによると、これはあくまでも経営学であって1たす1は2の数字だと思っております。私はやはり、お客さんを相手にする商売というのは、1番大事なのは心だと思し、また、現場で、第1線で働く従業員の皆さん方が、それぞれお客さんがいなかったら私達の給料がなくなるのだというその位の姿勢がないと私はダメだと思っております。確かに、今、運営されているトップの方々、本当に体壊すのではないかと思う位、一生懸命やっただけでいるのはよく分かります。それだけに全員が悪いという意味ではなくして、一部、本当に一握りの従業員がこういうことがあれば、その影響力は非常に大きいということなのであります。

私達、中学校の同窓会も、また5年後に集まろうよという約束でありましたけれども、その時に私達の沼田町の発起人全員が5年後にも沼田で是非やってくれないかという言い方を、それぞれお願いをしたところでありますけれども、誰1人として沼田でやろうという人がいなかったのであります。というのは、小さなことの出来事だったのです。たかが10分間です。10分間のやり取りが、宴会の2次会が始められなかったそのこ

とがお客さんを逃がしてしまったことにつながると思うのであります。それがすべてではないかと思えます。確かに違うところでやりたいよという部分もあるかもしれませんが、何言っているのだというような小さなことなのですから、それが後に及ぼす影響力という、何十万という金が、5年に1回しかないかもしれませんが、そういった積み重ねというのが私は大事だと思うのであります。どうか1つ従業員の教育について、そして、声を出す人と出さない人がいる、いらっしゃいませの一言も言わない、ムツリして何しにアンタ来たの、というようなそんな感じのする人おるのですけれども、そういった細部についての従業員の教育について、どのように町長は今後取り進めようとしていらっしゃるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）私も若干、民間の経験があるものですから、ちょっと厳し過ぎるのかもしれませんが、今出されたご意見については、この後、議会が終わりましたら1度お話する機会を設けていただくことになっていきますので、訓辞をさせていただく中で、今、議会でご指摘の点についても職員に話をさせていただきたいというふうに思います。船井総研さんは非常にほたる館の従業員を高く評価しているのですけれども、それは今おっしゃるように、そういう優秀な職員とばかり会っているからかもしれませんし、そういうようなこともありますので、いずれにしましても、従業員が真剣に取り組んでいただくということがまず第一だろうというふうに、それは私も思っておりますので、助役共々、出来る限りほたる館の方に出向いて、職員とそういう会話をする機会を設けながらがんばっていきたい。しかし、限界がありますので先程申し上げましたように、これ以上無理だなという方がおりましたら、経営上、身を引いていただくということも考えていかなければならないのかな、そんなふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

今後ともほたる館の利用につきまして、そうしたマイナス面があったというふうには思いますが、ご利用についてご協力を賜りたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、次、ハイヤーの割引券について。

○8番（絵内勝己議員）それでは次に、ハイヤーの割引券についてと題して質問をさせていただきます。本町も主要道路にはそれぞれバスが運行されておりますが、バスの運行していない地域の方の、体の不自由な人達にハイヤー等の割引券を出してはどうかと思うのですけれども、町長のご見解をお伺い致したいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）現在の制度では、身体障害者の方に対する、ご承知だと思いますけれども、1級、2級の方について一定の支援をさせていただいているのですが、行政報告でも申し上げておりますように、単に障害者だけでなくお年寄りの皆さんが、夏はあの歩行器は舗装道路で結構いいのですけれども、冬、役場の前を見ていると、

あの歩行器を冬に押して厚生病院に通うお年寄りの姿が見えるのです。あれはやはり危険ですし、きっと自分では病院に通えない時期もあるのかなとそんなような感じがしたものですから、行政報告のとおり、冬期間どういう経路で回すかというのはこれからですけれども、町のバスを回していきたいというふうに思っています。

ただ、ハイヤーの営業上のこともありますので、その辺、どういうふうに調整するか、これから調整をさせていただきたいというふうに思いますが、いずれにしても、そのような対策を取って、ハイヤー会社に委託するか、直営のバスを回すか、色々なことを考えながらやっていきたい。ただ、農村部門については、今ご指摘のようにバスがそこまで回ることが出来ませんので、どういう方法がいいのか、これは担当課とよく話し合いをさせていただいて、また議会の委員会にでも報告をさせていただいて12月の補正に提出をさせていただければ、そんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（絵内勝己議員）確かに沼田町の地域というのは、非常に幅広く、また非常に沢地帯が入り組んでいる、そんな地域の状況の中でありますので、完全に1から10までくまなくバスだとか何かを運行していただきたいということは財政的に不可能でしょうし、それは出来ないと思うのでありますけれども、少なくとも住民サービスというのは、町内どこにおっても同じでないかなというふうに理解するわけですが、そのことを考えた時に、例えば、沢地帯の人というのは、それぞれいらっしゃいますけれども、そういった人達が、当然バスも来ないわけですが、これは言われた方は農家の方だったのですけれども、私達農家なものですから、車は無いわけがないのですけれども、夏場ですと特に農家の皆さん方が忙しい関係等がありまして、家族の人に送ってもらうことのできないので、病院等に通う時には毎回ハイヤーを利用しているのだけれども、ハイヤー賃も決して安いものではないので、いくらかでも援助出来たらなというような、そんなことで行政にお願い出来ないのだろうかということから質問させていただいておるわけですが、そういったふうにして、住民サービスというのは、市街におろると田舎であろうと沢地帯であろうと、どこかで同じ面が同じ状況下の中においての、ある程度のそんなものが遂行されていかななくてはいけないのではないかな、そんな感じがするわけですが、そういったことを考えた時に町長も冬期間においてバスうんぬんという話ありますけれども、バスも非常に大きなエンジン付いていて大きな体ですので、動かすのには大変な面があるのですけれども、それも1つの方法なのでしょうけれども、小さな沢地帯と言ったら怒られますけれども、そんな沢地帯なんかでしたらそれ程大きなことでやらなくても、いくらかの割引券か何かを出していただいで、それを利用させていただいた方が町としての負担も少ないのではないのかなと私は感じるわけですが、町長いかがでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）いずれにしましても、どこの地区に住もうが沼田の町民ですから、そうした観点で財政的にどこまでやれるか分かりませんが、出来る限りまんべんなく、回数だとかそういうのは制限出てくるかと思いますが、どういう制度にしたらいいかよく事務方と相談をさせていただきます。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。次、7番、上野議員。沼田町の幼児教育関連との環境、連携について。質問して下さい。

○7番（上野敏夫議員）7番、上野です。沼田町の幼児教育関連との環境、連携について、お伺いしたいのですけれども、現在、沼田町では幼稚園から沼田高校までの町P連という大きな、近隣町村にもないような立派な町P連があります。これはすごく良いのですけれども、私が思っているのは、一番大切な保育園だとか、季節保育所、この子供達、その親達にもこの組織を利用した中で連携を取るべきだと思いますけれども、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）組織と言いますか、今、幼稚園以上高校までやっているということ、これはP連の中でやっているのでしょうかけれども、保育所というのは、ちょっと観点が違うのです。要するに保育所の定義というのは、保護者が働いたり、あるいは病気のために子供の保育が出来ない方の子供さんを預かりますよということですから、そういうお父さんお母さんの集団と、それから、幼稚園以上の学校教育の法の中で括ってありますものが一緒になってやるというのは、これはなかなか難しいのかなという気が致します。ただ、従来は例えば、幼保という、保育園と幼稚園と年に1回行事を一緒にやりましょうとか、そういう連携をやったことがありますけれども、これは現在やっていないというお話で教育委員会から聞いておりますけれども、幼稚園、保育園それぞれ必要があれば、またそういう連携をしていただくようなことで幼稚園の方にまた教育委員会を通じてお話をさせていただく。

あとは、P連の中に一括括るということは、これは私共が強制することではなくて、お父さんお母さん達が、そういう厚生労働省と文部科学省との違いがあるように、趣旨が全然違うものが一つになることでも連携をしたいということであれば、それはお互いに話し合っただけであればというふうに思っております。

今、申し上げましたように私共の方から、P連としてその中で一緒に連携するということは非常に考え方として難しいのかな、そんなふうに思っております。

○議長（吉田好宏議長）はい、7番。

○7番（上野敏夫議員）町の予算は町P連に6万3千円程、支払われているのですけれども、この予算を増額ということも要望したいなと思うのと、今、町長言われるように厚生省と文部省の管轄だとかということも分かるのですけれども、沼田の子供を持つ親

の勉強だとか親睦だとか、いろんなことを取り入れて子育てに役に立つということと、最近、不審者とか、例えば、冬季の吹雪だとか、いろんな災害起きた時にはこういう町P連という組織がもし一本化されることによって、いろんな面で子供に、すぐ連絡がいたり、役に立つように思うし、町がやるべきではないと言うのですけれども、これについては是非、町が子供の安全なことから考える中で是非、道を作っていくべきと思いますけれども、町長どうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）今申し上げましたように、行政が音頭をとってやるべきものではないということをご理解いただきたいというふうに思います。町P連というのはそれなりの目的があってやっておりますので、その中に保育所も入れるということは、これはなかなか難しい。逆に言うと、町P連の組織とその保育所をやっている側と何かの、合同でやりたいということがあれば、お互いに話し合っただけでやる方がいいのかなというふうに思います。

組織的に1つになってやりますよということは、それは今、申し上げましたように、自らの判断ですから、それを行政がどうのこうのとすることは、私共としては考えておりません。

ただ、町としては保育園から幼稚園に行ったり、保育園から幼稚園に来たりという様々な相談には保健師もあたっておりますし、あるいは幼稚園から学校に入る場合についても、あるいは保育園から直接、小学校に入学する場合も、それぞれ教育委員会では、例えば、対応しなくてはならない子供さんについては、キチッと親も入れながら対応しておりますので、個別にいろんな問題ケースについては対応しているということもご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。次、10番、中村議員。除細動器の配備について。質問して下さい。

○10番（中村保夫議員）それでは除細動器の配備について質問をさせていただきたいと思っております。AEDという、英語で言えばそういうことを言うらしいのですけれども、2004年の7月に一般人でも使うことが出来るというか、使うことが認められたという物でありまして、それから2年経っております。いろんな町でそういった物の有る施設についてはステッカーが貼ってありますので、ここにはAEDを置いてあります、除細動器置いてありますというようなステッカーが貼ってありますので分かるのですけれども、では、沼田町では何処と何処に、2年も経ったのだからきっと有るのだろうと思ってもいるのですが、何処と何処に有るのだろうか。そのメンテナンスを含めた管理は一体誰がやっているのだろうか。それから、今後の配備計画はどうなっているのだろうか。この3点についてお聞きをしたいなというふうに思っております。

これもまた文章に書いてあるのですけれども、例えば、ほたる館でちょっと心臓発作

か何かで心室細動の状態になるということが、過去にもあったらしいのですけれども、電話を受けて救急車が走って、あそこに到着するのに恐らく12、3分掛かるのだらうなというふうに思っております。それまでに白樺館の職員さんがお風呂場になるのか、トイレになるのか分かりませんが、そこで心臓マッサージをして、ひたすら救急車が到達するのを待たなければならないという状況に実はあります。こういうAEDという良い物が有るのに、それがもし配備されていないとすれば、これは命に対する怠慢というふうにしか受け取られない可能性がございます。消防に色々問い合わせてみますと、値段的には安いやつで37万とか、高性能になると125万とかいうのがあるらしいのですけれども、通常は50万位のものだらう。そういうものがもし、ほたる館に無いとしたら、逆に管理者責任を問われるのではないかというふうに思っております。

その現状について、とりあえず答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）私もあまり気が付かなかったのですけれども、本当に大事なことで、沼田町では沼田高校に1台、これは道教委が配置したものだそうですけれども、有ります。これは、メンテナンスはやはり道教委がやるということです。配置した側がやるということですから、道教委がやっています。それで今後の配置計画ということになりますと、ご指摘のように、とりあえずは大至急温泉には、大至急配備をしたい、そんなふうに思っております。予算的に現行の委託している中でやれるのか、新たに追加で、どういうふうになればいいのか。ちょっと検討しなければなりませんけれども、年内には温泉には配置をするように努めたいというふうに思っております。

その他、どこが必要だという考え方でありますけれども、来年以降、年次計画で、例えば、町民体育館ですとか、あるいは老人ホーム、特養と養護老人ホームですね。こういうようなところについては、それぞれ配置する必要があるのかな、そんなふうに考えているところであります。町村によっては、小・中学校にも配置をされているところもあるようですから、今後、具体的にどういう年次計画で配置をしていくか決めさせていただきます。値段的には一般的な、今、お話あった50万以内で収まるようでありますから、そういう配置を出来るだけ早く終わるように努力をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）10番。

○10番（中村保夫議員）早速、検討をするということですので是非お願いを致したいというふうに思います。町内にはパークゴルフ場、それからゴルフ場等々もありまして、そういった所もある意味では必要なのかなというふうに思っております。

ただ、1番大事なのは、AEDを使える人、これを訓練しなければならない。高校の話聞いてみますと、高校生でも操作は出来るらしいのです。そんなに熟練は必要ないので、音声ガイダンスで教えてくれるらしいので、ある程度、心臓の位置、あるいはこ

ういうメカニズムだということをも最初教えておいてやれば、何とか使うことは出来るのだということをございます。この前、消防に行きまして聞きますと、第1分団は訓練をしたけれども、その他のところは実はやっていないのだと、実際、沼田町に無いのだから、やる必要がないと思っていたみたいな話だったのですけれども、やはりこれが例えば、うちの消防団員がどこかの町へ行ったにしろ、あるいは高校の近くで何か現場にいたにしろ、やはりそれを使えるのと使えないのとで大違い。ですから、配備するのも大事ですけれども、同時に消防団員を含めた一般市民が使えるような体制を是非、作っていただきたい。要するに訓練を行っていただきたいということも併せて要望しておきます。以上です。

○議長（吉田好宏議長）次、12番、橋場議員。国の制度改悪に対する対応について（増税問題）質問して下さい。

○12番（橋場 守議員）まず、大変な状況で住民税が去年よりも10倍も取られるようになったとか、今年の6月ですか、住民税が課税されて本人のところに通知が行ったの、その時期に沼田でも出納室の女性の方が、本当にみんな文句言ってきて私の責任でないので大変ですと言っていましたけれども、相当みんな増税になったわけです。私は税金というのは、本来、応能主義によるべきものだと思っています。これは世界中の近代国家であれば当然なのでありますが、その場に立つなら消費税を福祉目的税で増税したいと言う人達がいるのですけれども、これまでの消費税はほとんど福祉目的に使われていませんから、なにしろ負担が多くなるのは皆さんご承知のとおりですよ。一体どこに行ったかと言ったら、前にも言いましたように大企業の法人税の減税分がちょうどそれに見合うと、例えば、平成4年位で百三十数億円の消費税が国民から取られたわけなのですが、そのちょうど同じ分がこの期間に大企業の法人税の減税があるわけなのです。ですから、当然福祉のためにと納めさせられたけれども、全然今のところは使われていない。

それから、消費税で1番ひどい思いをするのは、福祉のために使うと言われている、使われる対象になっている、福祉を受けなければならない人が1番大変な思いをするのです。収入に対する消費税の比率はものすごく大きくなりますから、そういう意味では消費税というのは、正に反民主的な税金だというふうに私は思っています。

是非とも、町村会やそういう場所に行きまして、その税金とは、どういう性格のものかということキチッと国に対して要求すると、文句を言ってくるということも是非やっていたらと思うのです。特にさっき、自衛隊の弾薬庫誘致で反対の人がいたと言ったら、隣でお前だろうと言いましたけれども、中村議員が俺だということを手を挙げましたけれども、私は自衛隊の反対というのは、弾薬庫の反対というのは、憲法違反だということで反対したわけです。自衛隊を今すぐ無くするというようなことは、これまでのいろんな経過からいって出来ないのです。しかし、暫減していくことは出来るわけ

ですから、やはりこの軍事費、5兆円弱を使っているやつを減らしていくということ、やはり要求するべきではないかと思うのです。

更に町長の考えとして、米軍再編というのは、全然、日本の国民が責任を負う問題ではないのです。それに3兆円も税金を入れるという、こんなことが本当にあっているのかということなのです。それから、その他に在駐米軍に対して一切日本の国が責任を負うべきではないことに、いわゆる思いやり予算というのは、商工の、中小企業の人達のために使う税金よりも多い額を毎年出しているのです。こういうことをキチッとやめさせれば、消費税は上げなくてもいいというふうに私達は思っています。町長はどういうふうに思っておられるか、ちょっとお聞かせいただきたい。

それから、先程言ったように、住民税が10倍にもなったとか、それ以上になったという人達の問題は、老年控除、所得税で言うと、例えば、去年まで1万円所得税納めていた人であれば、この老齢控除では10%ですから、確実に4万8千円増えるのです。それから、公的年金の65歳以上の人は、今まで148万控除されていたわけです。これで120万に下げられましたから、ここでも28万ですから、2万8千円は増えてくる、こういう勘定になるのです。更にそれが全部住民税に、横にすべっていきますから、こういう意味では本当に大変な状況になっているわけです。更に2008年まで3年掛けて、住民税の非課税制度を無くするというのです。そうしたら、これは本当に大変なことになると思うのです。

こういうことに対して、国に対して大いに文句を言うと同時に、今度新たに要介護の人達も町長の承認があれば、障害者としての控除を受けられるのだそうです。ところが、日本のすべての制度は、国民が受け取るものについては、全部申請主義なのです。取られるものだけは、知らなかったと言っても取られるのです。ところが、これらの制度については、自分がいろんな還元してもらったものについては、申請しなかったら一切戻ってこないのです。ですから、そういう意味では、やはり町民の立場に立って是非、町職員の人達が、相当色々なことやられているし、これだけいろんなものが変えられたら、町の職員の人も大変だろうと思います。だけれども、やはり住民に奉仕するという立場でこういうことを周知するというのを、手を打っていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）1番目の関係については、なかなか噛み合わないところだと思うのですが、私は心配しているのは、このままいきますと年金がドンドン減らされて、しかも、生活も非常に厳しくなっている。そんなことを考えると、単純にそのことだけを考えますと、消費税を若干上げてでも社会保障を保障するというのがあるのかなというふうに思っています。米軍再編だとか、自衛隊に軍事費というようなお話ありますけれども、どこが基準、どこまでやればいいのかというのは私自身もよく分

かりません。ただ、確実に国際緊張の中で日本の国がどうあるべきかということ、このことをしっかり論議をしていかなければならないかなというふうには思っております。いずれにしても、軍事費がドンドン膨らんで、そういう社会保障費がドンドン減るということは、これは私共は賛成出来ることではありませんので、そういう立場ではキチッと社会保障制度を充実するようというところで要求をしていきたいというふうに思っています。

それから、税金の関係も、実は私も床屋に行くの嫌になる位、言われているのです。床屋に行っていると、町長、税金、今まで取られなかったのに何で取られるのだという声が結構すごいです。ですから、現実的にはお年寄りの皆さん方、本当に年金の受給者の皆さん方、困っているのだらうと思うのです。これは町村会でも非常に厳しく国に言っておりますので、今後ともそういう声を挙げていかなければならないというふうに思っています。

それから、障害者の控除については、担当課の方では個別に指導しているようでありますけれども、なおかつ周知が十分でないという面もありますので、お知らせ版だとかそういうのを使いながら、十分周知をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（橋場 守議員）町長、緊張が高まっていると言うけれども、それはちょっと違うのです。日本の周辺でいうと北朝鮮だけなのです。中国や韓国と日本の小泉さんが、うまくいっていないというのは、これは緊張ではないのです。小泉さんが内心の問題について、とやかく言ってほしくないなんて言っているけれども、国民に対しては、日の丸揚げろとか国歌歌えと言って強制しておいて、自分のことだけは内心の自由だと言っていますけれども、内心の自由ではないのです。靖国神社という所の遊就館というのがあって、これは軍事博物館と言われているのです。そこで毎日ビデオでやっているのは、日本が第2次世界大戦に入ってしまったのは、アメリカや他の国が日本を封鎖したから、やむなく戦った戦争だと、で、中国やいろんな東南アジアの国々に侵出していったのは、その国が他所の国の植民地になっていたから、それを開放した戦争だと、こういうふうにあの戦争を正当な戦争だと、それでA級戦犯の人達は被害者だと、そういうことを毎日宣伝しているのです。そこへ一国の総理大臣である小泉さんが言って参拝をしたら、あの戦争にまったく反省していない靖国神社の考え方に認知を与えたということになる。そこが戦争の犠牲者にお参りしたということではなくて、そういう中身なのです。ですから、中国や韓国と、ただ首脳同士がうまくいっていないけれども、緊張ではないのです。緊張は何もないのです。ただ、そういう歴史のキチツとした反省に立たないというところに問題がありまして、だから、私は世界的に言うと、アメリカがイコクコウド主義をとって、イラクやああいうところに、イラクには大量破壊兵器も無かったし、最近、アメリカの出した発表の中にビンラディンとまったく接触がなくて、逆

にフセインはそれを押さえることをやっていたというのです。戦争をやる理由何もなかったのです。みんな崩れている。だから、そういう緊張はあるけれども、私は日本の周囲ではそういう緊張感ないのです。この間、東南アジアとEUも全部含めて、世界の国の政党の大会があったのです。それには、野党、与党関係なく全部集まっているのです。そこで何とか戦争をしない条約をみんなで結ぼうということで、大きくは戦争をしない方向に進んでいるのです。ですから、私は緊張が激しくなっているから、軍備もやむを得ないというのは、間違いだとかこういうふうに認識しているわけです。が、町長、答えたくないようですから、答えなくてもいいのですけれども、私はそういうふうに思っているのです。

それで時間もありませんので次の方へ

○議長（吉田好宏議長）次に入ってください。

○12番（橋場 守議員）障害者自立支援法対策、町長、反対議論したいのでしょうけれども、我慢して…

障害者自立支援法対策なのですが、調べましたらちょっと相当数の人がいろんな施設を利用しているのです。私、こんなに障害者の方達が沼田にいるというのは、申し訳ないけれども、知らなかったのです。調べましたら、結構おります。私達の道議団が調べたところも本当に今まで施設利用した人がこんな状況では、原則1割負担では、とても利用出来ないと、あるいはそういうことがあちこちで出ているのです。今回議案の中に出てきている、一部条例改正やっている、あの中身がちょっと分からないので、これあたらないのかもしれないかもしれませんが、これからの問題なのですが、10月過ぎて色々という人達の中にもう施設を利用出来ない、ここから出て行かなければならないというような、そういう経済的な理由でそういうことが起きたときには何らかの対処をしていかなければならないのではないのか。ただ、沼田町だけではなくて、国がまずやらないというのだから、国に対しては大いに反対の運動なり、意見なり述べていくけれども、道は道民のそういう生活を守る立場、責任を果たさなければならぬので、道に対してもそのことを要求していくべきではないかと思うのですが、沼田町ではどうなのかちょっとお知らせ下さい。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）この件については、第2回の定例会でもご質問あって答弁させていただいているのですけれども、実際には、現在は一定の経過措置がありまして、いいのですけれども、沼田ではその施設を利用されている方は30名程いらっしゃるようです。これが3年後には介護保険と一本化するというふうになっていますから、その後、経過措置で5年を過ぎると、これは大変なことになるのです。この30人の人達の大半が施設を出なければならぬようなこととなります。それでは、その出た人達が果たしてその地域で生活出来るかと、その受け皿がないのです。ですから、これは大変な問題

になると思うのです。

それと、すべての人達が生涯そこでお世話になろうと思って、身内の人もそういう覚悟をお願いして預かっているものが、今の国の制度の改正によって戻される。そうすると家族間も大変なことになると思うのです。これは町村会でも大変な問題だと言っています。ただ、今若干、期間が余裕がありますので、これからそういう要請を強めていかなければならない。

沼田町でどうするのだと言いますと、当面は国の5年経過したら、すぐそうやって出すということは止める運動を積極的にやって、そして、どうしてもそういう事態になるということになった時に、町としてはどこまで支援出来るかということも考えていかなければならない。もちろん、道に対しても国に対しても同じような要望をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。質問ですか。

○12番（橋場 守議員）はい、次の。ちょっと忘れましたがけれども、消費税で言うと、町長、小泉さんとはとにかく、ドンドンいじめれば、いじめていじめていじめぬけば、国民の方から何とか、これでいいと、もうこれ以上福祉を削られたら堪らない、消費税をやってくれと言うのを待っているらしいのです。これだけはしっかり自覚しておいてほしいなと思います。

玄武山の登山道ですけれども、これは登山道ではなくて、本来は森林管理の道路なのです。営林署が自分の森林を管理するための道路なのですけれども、一応、風倒木、全部切り開いてくれました。先日、どの位、やってくれたのかなと思って上まで登ってきたのですけれども、大体、上のまっ平な所は少し広めに取ってあるのですけれども、ちょうど玄武岩が折り重なって、見に行かなければならない所のそっちの方はやっていないのです。ですから、そこの所をやはり、ボランティア何かでちょっとやらないと他の人来て、あそこ、40分位掛かる所ではちょっと誰も来ないと思うので、何とか私らも応援しますけれども、ちょっとその玄武岩の折り重なった所の整備をやはり、ちょっとする必要があるのではないかなと思うのですが、そこら辺りはいくらかは金が出るかどうかですね、何も休憩しないでゆっくり上がって上まで40分なのですけれども、本当は登山の練習には本当にもってこいの所なのです。もっとPRして、沼田の山岳会の人に聞いたら、結構、他所からは登りに来ているという話もあったのです。ですから、そういう本当に初歩の登山訓練に大変いい所ですというPRをすれば、他からも来てくれるのではないかなと思うので是非、管理の方を考えていただきたいなと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）ほたる館の方に聞きますと、やはり春先には結構、照会があったそうです。学校の宿泊何かに併せてそれをやっているかどうか、行けるかどうかというお話があったということですから、実はこれ、再生プランの中で外した部分なのです。

ちょっと私1人でやるやらないと言っても、これは職員が知恵を絞った再生プランですから、ちょっと内部で検討をいただいて、やるとすれば出来るだけ活用する方法を考えたい。それから、来年以降も札幌辺りからの修学旅行生がまだ入ってくる予定がありますので、そういう動向等も見ながらこれが必要なのかどうか、ちょっと内部で検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（橋場 守議員）浦臼中学校が、2年生全員がほたる館に来て、あそこを登っているのです。ところが、あの台風のおかげで中断しましたけれども、それと小・中・高の新任者研修があるのです。その中で化石と森林散策と登山と3つの部分を分けまして、私、頼まれて山に登っているのですけれども、そういうのもありますし、前までは30万かその位、予算で笹刈りやっていたのですよね。そのいくらかでも出してボランティアで整備したらいいのではないかと思うので、ちょっと考えてみて下さい。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。次に5番、津川議員。行政と町民が一体となるコミュニケーションの手法について質問して下さい。

○5番（津川 均議員）5番、津川です。前段で就業支援センター、熱心に質疑が行われたわけですがけれども、今、町長も担当の方も一部反対をする方の理解を求めるのに大変苦勞をされておられる。生沼課長くらいはこの間、久しぶりに会ったら随分痩せているものですから、相当苦勞しているのですかと聞いたら、いやこれは計画的なダイエットですと言ったので安心をしておりますけれども。

先程質問の中で野 議員の方から自治振興協議会というものが有りながら、なぜ今回これを活用しなかったのかというご質問がございました。正に私も同意見でございまして、その為の自治振興協議会の立ち上げでなかったのかなど。一昨年、行政区長会議では掌握しきれないものを色々と行政と一体となって進めていくためには是非必要なものである。そんなことから自治振興協議会というものが立ち上がったというふうに私は理解を致しておりますけれども、先程、町長の答弁の中では、残念ながらまだ完成の域に達していない。とりあえず、議会の方に理解を求めてというような答弁でございました。

これでは、ではいつ自治振興協議会というものは、自立まで行かなくとも、それなりの立場というものが確立できるのだろうか、いつになったら完成できるのかなど。先程聞いていて、そんなことをふっと疑問に思いました。やはり今回のように、こういった時こそ自治振興協議会を大いに、その機能を活用して住民の皆さんと一体になって、この支援センターも進めていくべきではなかったのかなどというそんな気が致しております。

私も何回か説明会に行きましたけれども、その中で住民の皆さんから、町長は、あるいは議会はどうするのだ、こういった質問ばかりでございました。自治振興協議会というものが有りながら、自治振興協議会の名前が出てきたことが一つも無かった。他の説明会の時に出たのかもしれませんが、そういうのでは当然、自治振興協議会が自

立するのはまだまだ遠い先の話なのかな、これは責任を持って町長に完全に完成できるまでやっけてもらわなければいけないのかなと思ったりもしたのですけれども、この辺のことについては極めて残念でありまして、今後、自治振興協議会というものを町長は、今の段階でどの程度認めておられるのか。あるいは、今後どういう形でこの振興協議会というものを育てていくのか、ということもお伺いをしたいというふうに思っておりますし、それから今回、住民説明会、それから町づくり懇談会という形でこの支援センターの説明会が行われたわけですけれども、先程、620人からの総体の参加者があった、だけれども、実際は3分の1なのか、2分の1なのか、極めて関心のある、特に反対をする方が重複して出席をされている。とすれば、200人そこそこ来ているのか、来ていないのか。これでは、やはり住民説明会に私はならない、やはり、端から端まで広く沢山の人来てもらう、数ではなくて、多くの人に来てもらうことがやはり必要だろうというふうに思うのですが、残念ながらこの町づくり懇談会というこの持ち方、これがゆめつくるに集める、あるいはどこかの地区館に集めて、言ってみれば準備をした場所に時間に皆さんが来て聞きなさいという。こういう形では、これからこの支援センターだけではなくて、厚生病院の建て替えだとか、あるいは駅前の整備だとか、未だ消えていない市町村の合併の問題だとか、一番大事なこの町の活性化、こういった大きな問題が積まれている時にそういう姿勢で本当に住民の皆さんと一体化出来るのか、今あるこういったコミュニケーションの持ち方について町長はどう考えておられるのか、あるいは満足はしていないと思うのですが、変えていくとしたらどういうふうな形で変えていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）先程も申し上げましたように自治振興協議会、今日ご出席の山木代監さんが大変ご苦勞をいただいて今日に至っているわけでありましてけれども、私共としても出来るだけ早い機会に自立をし、私共の一方の旗頭になってもらいたいと、これが願いであります。しかしながら、現実としては非常に住民の意識がそこまでっていないというのが実態であろうというふうに思うのです。

ですから、その辺をどうするかということが、これからの課題かなというふうに思っていますが、色々な機会にお話し申し上げ、あるいは自治振興協議会自体も研修を重ねたりして、そういう前向きの努力をいただいているところではありますが、まず、従来の行政区長さん、あるいは行政区そのものがもう少し様変わりをしていかないと自治振興協議会というものも認知をされないのかな、どうしてもやはりそれぞれの町内会に入っていきますと行政区長さんに頼ってしまう、自治振興協議会というのは、まだちょっと向こう側ですよという感じのように聞かされております。

しかしながら、私共、協働のまちづくりということで、例えば、小公園の町内会に委託なんかもやっておりますけれども、仲町の町内なんかは、弁天さん公園の管理をして

いただいているのを見ておりますと、立派な町内会の活動をやっていただいております。そういう所から出来れば自治振興協議会というものを育てていくことが大事なのかなと。ですから、やり方によっては自治振興協議会のモデル町内会とかというようなことも指定してやっていくことも一つの良い材料なのかと思っていますので、毎年1、2度、振興協議会の役員の皆さん方と懇談する機会がありますので、そういう場所でまた今後どういうふうに進めていったら良いのか、相談をさせていただきたい。

行政としては、今申し上げましたような住民の意識を変える為にどうしていったらいいか、これは教育委員会の社会教育とも連携がありますので、教育委員会ともよく相談をさせていただいて、どういう方向を重点にしてやっていくか、ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

町づくり懇談会自体の在り方、これについては担当の方も非常に実は困っておりまして、それぞれ懇談会の、その都度はやっておりませんが、かなりアンケートを取ったりしてやっているのです。実施方法についてどうですかというご意見をいただいて、やってはいるのですけれども、やはり、今は非常に農家の皆さん方もお忙しいのでしょうか、時期的にぶつかるのか、参加者がやはり少ないというのが現状です。自治振興協議会が出来たから参加者が増えたとか減ったとかと、そういうようなことがあまり見られる状況ではありません。

それと私共、一番痛切に感じているのは、そういう説明会、懇談会をやりますとお父さんが出てくると、お母さんは行かなくていいのだ。お父さん出ているから、子供夫婦は行かなくていいのだというのが、現在の一般的な状況のようです。ですから、その辺をどうやって解決していくかですね。例えば、御婦人用の日にちを設けて説明会、今回も実験的にやっておりますけれども、そういう場所をセットしてやるのがいいのか、あるいは、例えば、組織ごとの集まりの時に出席して行ってやるのがいいのか、様々な観点からまた検討をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、私共としては、色々な問題をやる時に、いろんな階層に、例えば、明日も議会がもし早く終われば、いきいき大学の中でお話しをさせていただく時間を今取っていただいておりますけれども、そうした機会にまた出席して説明をしたり、色々な機会をとらえてそういう努力をさせていただきたいというふうに思います。

なお、こういう町づくり懇談会を含めて広報公聴等の在り方について、これも住民の皆さんの意見を聞いてやればいいのですけれども、なかなか良い意見が出てまいりませんので、役場の中で一度十分検討させていただきまして、明年以降のそういう参考にさせていただければというふうに思っているところであります。

○議長（吉田好宏議長）はい

○5番（津川 均議員）自治振興協議会については、是非、せっかく作った組織ですから、有効にこれからも育てていただきたいなというふうに思います。で、町づくり懇談

会の関係なのですけれども、これも以前に質問をして、なかなか難しいという答弁をいただいたことがあるのですけれども、ただ、やはり、やるから皆さん来てくれただけでは、難しいのだろうと思うのです。前にも町長にお願いしたのですけれども、出前ワークだとか、ここは農業が基幹ですから、その農協と農業者の営農懇談会というのを春先と秋と2回持っています。それぞれ農事組合、特に秋の農談会はその年の作あるいは価格の関係について、農家の人も必死ですから、生の農民の声が聞けるのです。日程もある程度、何日も、春も秋も取っていますので、そういった所へ是非出掛けて行って、生の農業の経営者の方々の話を聞くだとか、そういうこともたまに有ってもいいのではないかと。町長も大変忙しいでしょうけれども、でも、基幹の農業が今どういう状況にあるのか、農家の人達がどういうふうな考え方でいるのか、先程、町長が床屋さんへ行くのが嫌だ、税金の話が結構される、それが生の声なのです。だから、こっちから段取りした所へ来る人達というのは、ある程度、考え方だとか、まとめてくるというか、準備をしてくるというか、身構えてくるというか。だけれども、まったくそういう所に関係のない、町長が勝手に入って行って皆さんの考え方を聞くという部分については、本当に生の考え方が私は聞けると。だから、是非そういう機会があったら、忙しいでしょうけれども、身を裂いてでも聞いてもらうことがこれからの町政を作っていく上では、極めて大事なことではないかというふうに思いますので、婦人方の集まりがあればそういう所にも行きたい、婦人方の所には私も行きたいのですけれども、そういった所だけではなくて、あらゆるチャンスがあれば、これは2人でも3人でもいいと思う。むしろ、少数の方がざっくばらんに話ができると思うのですけれども、そういう機会があればそういう機会を逃さずにつかまえてほしいと思うのですが、そういう考え方というのは町長、いかがでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）もちろん住民の皆さんの声を十分聞くということは、私の役割でありますから、すべての会合に出るということはなかなか出来ませんが、これは助役もおりますし担当課長もおりますので、そういう機会をとらえて参加をして下さいということであれば、これは可能だというふうに思いますから、農談会だということになると農協さんともよく調整をさせていただきたいなとそんなふうに思います。

それと、床屋さんに行くの嫌だと言ったのではなくて、厳しい意見を言われたという意味ですから誤解のないようお願いしたいというふうに思います。

今後とも、そうした意味で、いろんな所へ出向いて、そういう所に参加し意見を聞きたいと思いますし、特に教育委員会では社会教育の中で出前講座だったかな、役場の職員、どなたでも指定していただければ行きますよというのをやっているのです。ところがあまり利用が無いみたいなのです。是非、利用いただいて町長と誰々と来いというのであれば行きますので、私共のPRもちょっと不足なのかもしれませんけれども、そう

いう努力もさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。次、6番、山田議員。市街地域における生活環境の健全化について、庁舎等の清掃について、質問して下さい。

○6番（山田英次議員）6番、山田です。時間も大変経過して、もう3時間も経って、その内、10分しか休みがなかったということで、私も質問するのに疲れてきて質問するは途中で省略しようかなと、こう思っていますけれども、せっかく時間を与えていただきましたので2、3お聞きしたいと思います。

私は、範囲がちょっと狭くて市街地域だけに限ってお尋ねしたいと思いますが、長年放置されている家屋の、その辺の近所と言うのですか、地域に与える影響についてお尋ねしたいと思いますが、以前にも本会議で質問させていただいた記憶がございますけれども、長年と言うと、これ10年なのか3年なのかちょっと私もその辺、分からないのですけれども、まず、屋根が潰れてもう玄関も空いていて戸もほとんど無く、誰が入ってもいいような状態を廃屋と言うのですか。そういうことを言うのだらうと、こう思うのですけれども、そういう状態の家がある隣近所に与える影響が心配だと思ってお尋ねするのですけれども、普段何も無い時には、そう気にならないのですけれども、例えば、春先にその通りをきれいにしようとか、花いっぱい運動をしようとか、何かしようという時にその家だけが見苦しい状態でやはり、他人の家ですから手もつけられない、道路の側溝の辺までは皆さんでやってあげられるということもあるけれども、中の玄関の外側のゴミまでは出来ないのかなと、こういうふうに思っております。

地域の皆さん方は快適な生活をしようということで、春先には道路にもずっと花壇を設置したり何かしているのですけれども、そういう状態にならない、それが何年も続くということになりますと、その辺に住んでいる地域の方々の不満とか、抗議するとか、苦情とかというのをどこに持って行って言えばいいのか。こういうことの問題が起きてくる。

それから、災害が起きた場合、災害と言っても地震ですと倒れて崩れるのですけれども、水害になんかなりますとやはり、家の中の汚物なり何なりが外へ出てきて隣近所にも迷惑掛かることが多々あるのかなと、沼田にも、十数年、もう20年も経ちますか、市街地が一晩で大雨で2時間位で水害になったという記憶がございます。その辺も私事で、大変なのですけれども、私の住んでいる近くの家は全部水浸しになったと、うちの班の家も、私らも手伝って畳を上げて床下浸水になったと、そこで水が引いた後にその汚物の問題が出てきて、これは大変だねという話が出た記憶がございます。

そういうことで、その廃屋、それから、ある箇所にはアスベストと言うのですか、防火の大きい建物の、火を使っていたことがあって、その廃屋の中にはアスベストを使っていたのかな。昨今、問題になっているそういうことへの処理がキチンとされているのか、また、そのアスベストが使われていたのか使われていないのか、そういうものがゴ

ミとして長年放置されて風で風化されて飛んでいくと、そういうことになると風下にある人方の迷惑にもなるのかなど。ですけれども、他人の持ち物ですから行政だといっても勝手には出来ないのかなど、こう思うのですけれども、何も出来ないでずっと過ごしてくるということになると、これもまた、その辺に住んでいる方々が気の毒だなと、こうすることで行政としても何かの手を打つべきではないのかなと思って私、質問しているところでございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）確かに町内に空き家等がありまして、非常に残念な思いで見ているわけでありましてけれども、沼田町の空き地及び空き家の管理に関する条例ということで、条例は設けておりますけれども、今言ったように法的な罰則があるわけではありませんし、非常に苦慮しているわけでありまして。しかしながら、担当の資料をいただきますと、毎年それぞれ指導及び勧告をしている件数がありますので、今後とも引き続きそういう努力をしながら早期に整理をしていただくように努力をさせていただきたいというふうに思っております。法的な拘束力がないので、とにかくお願いをしていくしか方法がないという状況でありますから、強力にお願いをしながら対応させていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、6番。

○6番（山田英次議員）その問題は、そういうことで強力にご指導願いたいということで次のところにいきたいと思っておりますけれども、次の冬期間の道路等の除雪についてということでございますけれども、これ、個人的に業者の方に除雪を依頼されている方々の問題になろうかと思うのですけれども、誰が見ても、その雪を何処に投げたのかな、投げる場所がちょっと見当たらないのにその家の前だけはきれいになっている。恐らくは道路か公共施設か、それか空き家か、人の目に付かない、苦情の来ない、文句が出ない所にその雪を処理しているのかなと、こう思うのですけれども、その苦情の来ない所に置いていっても、後々誰かがそれを手を掛けて、お金を掛けてといるのですか、経済的な問題になりますけれども、そういうことで処理をしなければならない。ご存知のとおり、排雪は中通りは年に3回か、多い時で4回来られますけれども、せっかくきれいになって排雪終わったなと思って、次の日、ちょっと雪が降ると、ある分だけは高く積まざっているのだと、こういう状態が何回か見受けられる。ですから、それが自分の家の前であれば文句は言えるのですけれども、自分の家でないのであまり文句も言わないでまあまあで来た。ですけれども、やり得では、やはり困る。やはり排雪、除雪のマナーというものは大事なだろうと、こう思うので、そういうことにならないような指導と言うのですか、行政の立場からも強力にそれを指導していただきたい。

私、ある所へ、ある所と言うと警察の懇談会の時に、署長さんらとその話をしたら、私達は指導はしませんと、検挙しますと言うのです。ですから、検挙されるとちょっと

困るなど、住民感情としてはちょっと困るので、そこまでは言わないから、してもらおうと困るので、やはりお巡りさんの方からも出来るだけ投げないで下さいと言うと、少しはおさまるのではないかと、こういうようなことでお話をした経緯がございますけれども、そういう点も行政の立場からもご指導を願えないのだろうかという事で町長に意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）非常に難しい問題で、それぞれ言い分があり、あるいはそんな雪も投げられない、持っていけない、そこに溜められないのだったら、沼田になんて住まんぞと言われてたり、相当強気の方もいらっしゃいます。建設課長も大分、そういうことでは苦勞をされているようでありますけれども、いずれにしても、そういう実態があるとすれば、行政として町内会、あるいは個人の人とお集まりいただいて、話し合いをして解決する努力をしなければならぬと思いますので、そういう箇所があるとすれば建設課長の方に申し出ていただいて調整をさせていただきたい、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

なお、詳細の実態については、私、あまり承知しておりませんので、課長の方で答弁の補足があれば課長の方からまた答弁させていただきたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○6番（山田英次議員）それはよく分かるのですけれども、例えば、空き地があるのです。空き地があるのだから、民間の空き地だから、例えば、私らがそこに雪を投げるとすれば、そこを貸して下さいというのではなくて、行政の方がその空き地をみんなで使おうと、そういうことで所有者から借り受けて、そして、そこへ雪を積んだらどうだというような、そういうような指導、それから、その借り賃は応分に皆様方で出し合っるとするというような方法もあるのではないかな。

この雪のことにに関して、真面目に投げている人と、不真面目と言う表現するとおかしいのですけれども、分からなければいいのだということでは投げると2通りあるのかな。それから、まるっきり全然なくて道路がどんなになってもいいのだという人もいるのだらうと思うのですけれども、やはり一生懸命、真面目に投げている人の誠意をくんであげるということも大事なかな。ですから、投げる所が無かったら無いようなこの空き地を皆さんで利用しようということで行政の指導の下でやっていただけることが、やはりいいのかな。

それから、投げる場所に対して、自分の所に投げる場所が無いのだから、多少の協力金を払ってでもそれをお願いしたいのだということになるかと思うので、そういうような手続きを行政がやっていただければ結構かなと思って、お伺いしているところでございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）今現在、私共、把握しておりますのは、お話のとおり町内に大体、10社の団体だとか個人が冬期間、個人から委託を受けて除雪作業しているのかなど。例えば、数件を請け負っている方から多い人でいうと三十数件まで1社で請け負っているような業者さんもあるようでございます。ですから、町内的に見ますと300近い個人の方々が業者に除雪を委託して、冬期間の生活をされているのかなど思っているわけでございます。

私共は、今のこの問題につきましては、当然、深刻に受け止めているところでございます。そういった中で、例年まず、チラシ等を各戸に配布させていただいた中で、道路になるべく雪を出さないようにお願いします、道路にもものを置かないようにお願いしますということで啓蒙活動を進めてきているところです。そういった中でも、ご指摘のとおり、中には道路上に雪がドンと積まされている事例も見受けられます。こういったものについては、警察とも連携した中で積んだ方が特定された場合については、当然、それらを取り除くように指導もさせていただいているところでございます。

併せて、今シーズン、これから初めてやってみようかなどは思っているのですが、今シーズンの雪降る前に、今、私共が把握しております民間から除雪作業を委託されている業者さんに一度お集まりいただいた中で、今後の除雪方法等について相談をしてまいりたいと思っておりますので、その点もよろしくお願い致します。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、6番。

○6番（山田英次議員）次に移ります。下水道の件について、ちょっとお伺いしたいと思っておりますけれども、上水道は全家庭がほとんど、99%程、完備されていると思っております。市街地においては、100%だろうと思っております。ですけれども、下水道に関して、未だ未整備の家庭が何件かあると、こういうふうに記憶をしているのですけれども、これも先程の廃屋と同じように何か事故があった時に、やはり、隣近所に大変迷惑が掛かる部分があると思うのです。それと、今年の予算からですか、来年の予算からですか、下水道の整備の方にもまたお金が掛かってくるということで、やはり全員の方々が、そこに住んでいる皆さん方が応分の負担を払いながら下水道の維持もするというので、うちだけはあまり必要ないから、しないのだからいいのだということではなくて、全員が隣近所の環境を考える時に、全員が下水道に加盟して自分のところも下水道を設置するというような協力体制を行政がもっていけないだろうかということでお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）おかげさまで、沼田の場合の水洗化率は、非常に高く、98.4%までいっております。そうした意味からいきますと、47、8件がまだ未整備が残っているわけですが、これは先程の件と違ひまして、法的に拘束されたキチツとしたものがありますので、より強力に指導しながらご理解をいただいて、下水道の普及、

促進にこれからも努めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）はい、6番。

○6番（山田英次議員）このことも大変な隣近所の迷惑ということで、あまり全体的に考えると大した問題ではないのですけれども、その隣近所の人方に見れば大変な問題なのかなと思いますので、その点も強力に行政としてご指導を願いたいというふうに思っております。

最後ですけれども、庁舎の清掃について、お伺いしたいと思います。公共施設の清掃は行政として数箇所あるかと思っております。この役場、それから健康福祉センター、ゆめっくる、小学校、中学校、体育館だとかとたくさんあって、その中で何件か業者が清掃されている所もあるかと思っておりますし、業者がしないで職員さんと言うのですか、臨時の方が見えられてそこで清掃されていると、この清掃の予算も相当な額でございますし、年々、業者さんもサービスをしていただいて予算も軽減されているところは見受けられるのですけれども、そういうことの私としては質問は…。

今現在、清掃業者としては、やっているのは沼田の業者でなくて、全部他町村の業者さんがやっている。働いている人はほとんどが沼田の人方がそこへ従事しているのだらうと思っておりますけれども、やはり利益が上がると他所の方に持っていかれて、そっち方の税金がそちらの方の町村に納められる。沼田町には納められないのだとこういうことあるかと思っております。出来るだけ地元の業者を育成、確か地元の業者で清掃業務されるという免許を持っている業者さんはいないのだらうと思っております。ですから、その持っていない業者に委託するというわけにいかないのです、そういう免許の持っている人に委託をするのだと、こういうふうな言い方で何回かお聞きしたのですけれども、その業者さんを育成するという観点からもお伺いしたいと思うのですけれども、隣の秩父別さん、妹背牛さん、北竜さんは、清掃業務は地元の業者さんがやっている。それから、庁舎管理は、やはり特別な業務の体制があるので、その部分は専門家の業者に委託しているのだとこういうふうなお話を聞いております。

ですから、沼田町も出来るだけ1日も早く地元の業者を育成し、その地元の業者に清掃業務を任せてやっていただけないのかということの指導が出来ないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）おっしゃるとおり、私もここ数年来、地元でそういう受け皿が出来ないのかということで、いろんな関係者とお話をさせていただいております。何らかの形でそういう従事する社員を育成したいという会社もあるようでありますから、更に今のご意見を参考にしながら地元でそういう事業が受けられるように、特に建設業会の皆さん方も今、非常に工事量がなくて大変な思いをしておりますので、全国各地を見

ましてそういう一定の方向に動いているケースがありますので、その辺の事情等も考えながら建設業会、あるいはその他の事業所とも商工会を通じて話し合いをさせていただきたい。出来れば、地元でそういう事業者があっただけが1番いいのかな、そんなふうに思っておりますので、早急にそういう話し合いをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田好宏議長）以上で町長に対する一般質問を終わります。次に教育長に対して一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。

12番、橋場議員、全国一斉学力テストについて、質問して下さい。

○12番（橋場 守議員）来年、何月ですか、全国一斉に学力テストを行うという考えを持っているようですけれども、この教育委員会では、もし国がやると言ったら実施するのかどうかということと、これに対して教育長はどんな見解を持っているかということをお聞きしたいのです。

独自に、いくつかの都と県で学力テストをやっているところがあります。東京都の方は、全くひどいのです。東京都は、小学校から学区が勝手に出来るようになっているわけですね。そして、一斉学力テストをやって学校の順位を決めるのです。発表するのです。そうすると、1番成績の良い学校へ集中して大変な状況になっているのです。順位の下がった学校には生徒が集まらない。ところが、逆にその低い学校の方が少人数学級になって、良い本物の教育が出来るという矛盾も出ているのですけれども、こういう小学校の時からもう差別をしてしまうという、それに使われるこの一斉学力テストとは、どれだけ子供の心を傷つけているかということ。本当はこれも、いやお前そんなこと言うけど、と言うかもしれないけれども、財界の方針なのです。要求なのです。学力テストをやって子供達を選別してくれと、そして、学校教育も公平ではなくて、出来る者はどこまでも伸ばせるような学級と、出来ない者は出来ない者の学級として分けて、良い方だけを大いにやってくれということをお求めているらしいのです。それが、今、各県でやっているけれども、全国に普及させるという方針らしいのです。

ですから、私はこういう、例えば、沼田で今、高校を何とかしなければならぬと言っていますけれども、北海道でそういうことが順位つけられて、沼田小や沼田中学校の順位がウンと低かったといたら、これは沼田から深川へ、あるいは滝川へ、小・中学生から行ってしまう可能性があるのです。そういう序列をつけるようなことは、教育基本法の本質からいって全く違反していることだと思っております。教育長はどういうふうに考えておられるか、1つお聞かせいただきたい。

○議長（吉田好宏議長）教育長

○教育長（松田 剛教育長）今、橋場さんから言われた関係で、勉強不足で財界主導というのはちょっと認識不足だったのでありますけれども、このテストで差別されることは私も反対です。ただ、全国一斉学力テストということで、来年、平成19年度で4月24日

と決まっております。ただ、この関係で対象は小学校の6年生と中学3年と、調査教科は小学校6年生の場合は国語と算数と、中学校は国語と数学ということになっています。

私は、この関係で組合とも色々交渉しておりますけれども、私は差別化というのは反対ですけれども、この全国一斉学力テストが行われて沼田の学校、小学校6年生それから中学校3年生が実際にこのテストを行った場合に、それぞれの小学校、中学校で、6年生、3年生の先生方がこれから指導をしていくための参考になるのなら私は大いに結構かなと、ただ、これ実際に全国的な差別をするということに対しては反対ですし、この橋場議員さんが質問されたということは、十分、橋場さんも勉強されていると思えますけれども、この関係でいきますと、単なるテストだけでなく、実際に小学生の国語とか算数、中学校の国語、数学の関係で、その地域の子供達がどういうことを、望ましい知識や技能を中心にした教育の在り方ですとか、それから、逆にそういう学校に対してのこういう学習意欲ですとか学習方法、学習環境をどういう形で、という質問式の調査もありますので、そういうものを鑑みますと実際には、この学力テストは実施した方がいいかなという考えでおります。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番。

○12番（橋場 守議員）アメリカでやっていることを日本が真似することらしいのです、学力テストってね。ところが、アメリカでは相当弊害が起きまして、中学生の学力テストを受ける人達がテストをボイコットしてプラカードを掲げてデモ行進したそうなのです。何が書かれていたかと言ったら、私達は数字ではない、人間だと言っているのです。そういうプラカードを掲げてボイコットをしたと言われております。

確かにそういう、勉強がどこまでいっているかというのは、テストしなくても学校の先生、分かっているはずなのです。私、長いこと議員やらせてもらっていますから、以前、昭和何年ですか、やったその学力テストの時も反対のいろんな運動をしたわけですが、教育基本法の第1条に、教育は人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心と共に健康な国民の育成を期して行わなければならないというのです。

たまたま、学力が低いからといっても、そういう人にはもっとちゃんと分かるように教えてあげるといことは必要だけれども、序列を作る必要はないのです。ところが、これは東京や何かでやられていることですから、必ずそっちの方に右ならえさせられるに決まっているのです。それで先程、私が言ったような、実際に小学校、中学校から、学校どこに行ってもいいようになっているわけでしょう、向こうの方は。北海道はまだそれなっていないかもしれないけれども、高校なんかもそうらしいです。序列決められたら、私立学校なんかは生徒集めるのに先生達が大変だそうなのです。都会でも。

そういうようなことが起きたり、それから、さっき犯罪の問題、就業支援センターの

こと言っていましたけれども、少年事件や少年問題の原因は様々あるけれども、その背景の1つに子供の自己肯定感情、自分を大切な存在と思う感情なのだそうですけれども、これが深く傷つけられている人達ほど、人のことを思いやる心が無くなる。これが犯罪を起こす大きな1つの原因になっていると学者の人達は言っているわけです。

そうすると、東京なんか全部、人を発表するのです。そしたら、自分の順位が分かってしまうわけです。どれだけ傷つけられてしまうか。それによって、差別されると、その人の、俺は人間としては最低なのだという、そういう感情にはしってしまったら、本当に可哀そうだと思います。

ですから、私は差別をドンドン増長するようなこの学力テスト、教育長が処罰されるのかどうか分かりませんが、処罰されるようなことでなければ、やりませんというを一応、意見を挙げたらどうですか。そんな勇気ありませんか。

○議長（吉田好宏議長）教育長

○教育長（松田 剛教育長）正直言って、この平成19年度の全国学力テストの関係は、先般も管内の教育長会議がありまして、これは強制するものではないと、でも、協力してほしいということで教育長会議でありました。実際に私共、沼田の北教組の支会と話しまして、これは、私は先程も言いましたように、橋場議員さん言われることも分かりますけれども、私共の沼田小学校、中学校の児童、生徒にためになるならいいなという感じで学校とも色々協議していますので、そこら辺の関係は、私共、空知管内の教育長会議でも十分検討していますので、ただ、今言っている関係で、これは国としては平成19年度で実施すると、その前に事前の調査をすると、そして、それ以降は平成20年度からずっとやりたいという国の考えでいますので、多分、そこら辺の関係で私は、沼田の教育、沼田の子供達に良かれと思ったらやりたいという考えをしていますし、たまたまこの関係で来年の4月24日と決まっていますけれども、先般も会議で、もし、その時に修学旅行にぶつかったらどうするのだという話がありましたので、その場合には時期をずらしてという、理由付けるのもありますので、十分そこら辺、橋場議員さんの言われること、十分ふまえた中で、実施の方向で検討しながら考えていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい、12番、よろしいですか。次、5番、津川議員、町営高穂スキー場の運営について、質問して下さい。

○5番（津川 均議員）5番、津川です。町営の高穂スキー場の今年の運営について、お伺いをしたいと思います。もうそろそろ、このスキー場の準備も進めていかなければならない時期が来たというふうに思っておりますけれども、今年春先ですね、深川のスキー場が西武が撤退をすると、経営を来年度以降から行わないという報道は目にしたのですけれども、その後、この暮れからの深川のスキー場、どういうふうな運営になっていくのか、その辺についてはまだ、どこかで結論出ているのかもしれませんが、

私はまだ、どうするという認識を持っておりませんので、それがどういうふうにあるのか、分かる範囲で教えていただきたいというふうに思います。

そのことが次の項目なのですけれども、もし、深川が今年運営を見合わせるとすれば、この北空知ではナイターを持つスキー場というのは他にないわけですよね。当然、沼田を利用してくれる方も多くなるだろうという予測は持てるわけなのですが、深川については、カムイリンクスが近いので向こうの方を利用するにしても、近隣の妹背牛だとか、秩父別だとか、北竜、それから雨竜はどうなのかな、それ位は、何とかPR次第ではもっと沼田のスキー場を活用してもらえるチャンスではないかというふうに思っていますので、その辺をどういうふうに教育長は考えておられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

そのことと含めて、ご存知のようにリフトがもうかなり老朽化をしていて、塗装はほとんど剥げているような状況。しかも、ロッジについても、特にトイレについては極めて使いづらいトイレで、利用者からも色々とクレームがついているという状況でございます。これらの改修について、どういう計画でおられるのか、このことも併せてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 教育長

○教育長（松田 剛教育長） 深川のスキー場の関係ですけれども、深川に確認をしました。実際に今の深川スキー場はコクド計画が持っているということで、実際にコクド計画は売却先を探している状況で、それがまだ売却先も決まっていない。ただし、2、3の業者が購入するという検討もしているという話で、最終的にはコクド計画が手放すか手放さないか、別にして今年は深川スキー場は開設をする。それは、深川市ではなく、コクド計画が責任を持って、他の業者になるか別としても、今シーズンだけは運営をする。

問題はその先のことなのですけれども、深川市ではあのスキー場、コクド計画が売却先がなければ、深川が購入するかどうかという関係につきましても、議員さんもお存知かと思っておりますけれども、深川市では購入する考えは一切ない。今後もない。あのスキー場を最終的にコクド計画が売却先がなければ、コクド計画に新地にして戻してもらうという予定になっているそうです。これはなぜかと言うと、深川市も財政的に大変厳しいということで、深川スキー場を運営するのに年間、維持管理費だけで大体、5千万、6千万掛かるそうです。正直言って、あそこのスキー場のリフトですとかも相当老朽化しているのです、もしこれから維持管理していくには、あれも改修しなければダメだということになっていますので、とりあえず深川では今年、開設するので沼田のスキー場の利用の関係につきましても、今シーズンは深川スキー場でやっていきたいということなので、私共は従来どおり北竜、秩父別、妹背牛には沼田の町民高穂スキー場は従前から3町村位は使っていただいていますので、これは例年、私共、オープン前にそれぞれの

学校に、教育委員会に行って、是非、沼田の児童・生徒には最適なスキー場ということで利用の促進を図っていくということをしていきたいなという感じをしています。

最後の改修の関係は、以前も色々検討していただいて、室田議員も体協の会長をやっておりますけれども、ロッジやらリフトやら全部改修すると2億数千万掛かるということで、その後、町の財政だとかいろんなことであれしていますので、今、最低限の、ロッジですとか圧雪車ですとかそういう面の、利用者が危険な目に遭わない程度の修繕とか改修をしておりますけれども、実際に今言ったリフトやロッジの大幅な改修になると、私の答弁出来ない、スキー場の設置者であります、横にふると叱られますけれども、町長も前から答えておりますように2億数千万、3億という形を出来るかとなると、私の質問ですけれども、そこら辺でいくと難しいのかなという感じしていますので、これは我が町再生プランでも色々検討していることなので、是非、またいろんな機会にご意見をいただきながら、今言ったスキー場だけでなく、いろんなことありますので、とりあえず、私の町に、今、身体障害者の方々、スキー大会をやりたいということも言われていますけれども、そういう形も色々考えて、なかなか改修は難しいのかなという感じはしていますけれども、私はその範囲でお答えさせていただきます。

○議長（吉田好宏議長）はい、5番。

○5番（津川 均議員）今、教育長から身体障害者の全道のスキー大会を20年でしたか、出来れば、この沼田町でどうだろうかという話が出ているという話を、チラッと体協の会長からお伺いしたものですから、その点についても、お伺いしようと思ったのですが、そうなりますと全道各地から、身障者のスキー大会ですから、当然、百人、2百単位で集まってくる。これは町にとっては本当に素晴らしいことなのか、迷惑なことなのか分かりませんが、PRにはもってこいのチャンスだというふうに思っていますけれども、もし仮にやるとすれば、とってでもではないですけれども、あのロッジやリフトではどうしようもない、とってでもではないですけれども対応出来ませんよね。ロッジの関係については、仮設の、身障者用のいろんなスキー場の、なんて言うのですか、運搬だとか移動だとか、色々な機械や設備あるみたいですから、それで賄おう、トイレについても仮設のトイレが立派なやつがあるそうですから、そういったもので賄おうとすれば出来るわけですが、せっかく全道各地から来て、仮設のものばかり使わせるようなスキー場しかないのかというふうに思われても、なかなかPRにならない、逆にイメージダウンになってしまうので、2億まで掛けるか掛けないかは別として、とりあえず改修の予定があるのであれば、最小限度の経費で済ませるような計画もこれからは必要ではないかというふうに思いますし、深川のスキー場が仮にあと何年継続できるのか分かりませんが、私はそう長い期間持つ気はしないので、その辺も含めて少し前向きに計画してみてもいいのではないかなというふうに思っておりますけれども、どうしてもその改修というのは難しそうですか、改めてもう1度聞かせて下さい。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長

○教育長（松田 剛教育長）十分そこら辺のご意見を尊重して、町理事者と十分協議して、また体育協会ですとか色々な関係機関と十分協議して、是非、前向きに出来るだけという形で、ただ、財政状況がありますので、そこら辺がなかなかネックな状況にありますので、十分理事者とも相談していきたいと考えていますので、よろしく願います。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○5番（津川 均議員）最後にもう1つだけ、身障者の全道大会、もしやれるとすれば、教育長としてはやりたいという気持ちがあるのですか。それとも、色々聞くとスタッフも大変そうなので、かなり行政の方にも迷惑掛けるところが出てくるのかなと思うのですけれども、イメージ的にはすごく良いのかなと思うので、その考えだけ、教育長。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長

○教育長（松田 剛教育長）その関係は、昨シーズンの温泉でやりました歩くスキーの時にこの話があって、私共、そういうことで是非、協力したいという関係で、先般もその関係者が来ました。身体障害者協会のスキーの1年に1回の冬季のイベントと言うのか、そういう形を是非、お引き受けいただきたいということで私共、前向きに検討するというので、町の理事者と相談して、うちの町のスキー場でやるのなら是非、協力してあげたらということで、私は前向きに考えていますし、ただ、身体障害者のスキーの関係も10年位前までは、いろんな民間の大手のスキー場でも協力してやっていた。近年はそれぞれ財政状況が厳しいということで引き受け先がないという状況で、今シーズン、平成18年度は、19年の2月ないし3月に同じ空知管内の長沼町がお引き受けすることに決まったそうです。それ以降は全く引き受けてくれるところはないということで、うちの施設ではなかなか不備だということで、先般もその関係の役員の方が来られた時に私共のスキー場も見せました。正直言って、今までこういう小さいスキー場ではやったことない。でも、実際に受けてくれる市町村は、民間のスキー場はないという状況下では、是非、この町、このスキー場でも受けて欲しいと。今言った2百人位の人が宿泊する関係で温泉の方にも案内をしました。その役員の方も沼田の温泉というのは何回も利用しているということで、こういう形で身障者が1人で出来ない場合には、その介助者が必ず付いて来るとということで、今、議員さんが言われたスキーのいろんな技術面だとか、お手伝いすることも大変だということで、私は前向きに検討したいということで理事者にも話をしたら、私共の理事者もそれは良いことだと、是非、前向きに検討すれということで、言ったはいいが、実際に本番に迎えた時どうなるかということで住民課の方と私共、相談して近いうちに、いろんな困る面とかいろんな面の関係を整理しまして、近いうちに担当者が道の身障者協会に出向いて、こういう面は沼田は最大努力すれけれども、こういう面はどうしても出来ない面というハードの面もありますので、

そこら辺を理解してでも沼田に来たいということであれば、議員各位のご理解をいただいで是非、実現したいと考えています。

○議長（吉田好宏議長）5番、よろしいですか。以上で教育長に対する一般質問を終わります。これをもって、一般質問を終了致します。暫時ここで休憩を致します。

休憩 16時48分

再会 16時56分

（専決処分の承認）

○議長（吉田好宏議長）再会を致します。ここで議長より終了時間の延長について宣告を致します。本日の会議時間は、議事日程の終了まで延長致したいと思ひます。よろしくお願ひを致します。

日程第10、承認第5号 専決処分の承認を求むることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）承認第5号 専決処分の承認を求むることについて。地方自治法第179条第1項の規定によつて、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求むる。平成18年9月13日提出、町長名でございます。次の頁をお開き願ひたいと思ひます。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によつて、平成18年度沼田町公共下水道特別会計補正予算（専決第1号）を別冊のとおり専決処分する。平成18年7月20日、町長名でございます。

別冊補正予算書をお開き頂きたいと思ひます。

〔1頁目、朗読〕

今回の専決処分につきましては、主なものと致しまして、公庫資金の借り換えに伴ひます補正予算となっておりますが、昨年までは借換債の要望時に予算処置をするよう指導されていたところでございますが、今年度から許可額が確定した後に予算処置をすれば良いことになったことから、今回、借り換え実施日を見据えた中で7月20日に専決処分を行ったものでございます。詳細につきましては、歳出予算から説明申し上げますので、6頁をお開きいただきたいと思ひます。

〔以下、補正予算の朗読、説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第5号は、承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

(専決処分の承認)

○議長（吉田好宏議長）日程第11、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成18年9月13日提出、町長名でございます。次の頁をお開きいただきたいと思います。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成18年度沼田町水道事業会計補正予算（専決第1号）を別冊のとおり専決処分する。平成18年7月20日、町長名でございます。

別冊補正予算の1頁をお開き頂きたいと思えます。

〔1頁目、朗読〕

今回の専決処分につきましては、下水道予算と同様、公庫資金の借り換えに伴います補正となっております。補正内容につきましては、6頁の歳出予算から説明申し上げますので、お開きをいただきたいと思います。

〔以下、補正予算の朗読、説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第6号は、承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

(一 般 議 案)

○議長（吉田好宏議長）日程第12、議案第59号、沼田町外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（浅野信行園長）議案第59号、沼田町外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所条例について、沼田町外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所条例を提出する。平成18年9月13日提出、沼田町長名でございます。

今回の条例の設置について、ご説明申し上げます。かねてからご承知の介護保険制度の改正に伴い、養護老人ホームにおいても身体介護を必要とする利用者は介護サービスの提供を受けることが出来るということになっております。今回、特定施設入居者生活介護事業所を設置し、身体介護を必要とする利用者のためのケアプランや予防プランの作成、利用者に代わって介護サービス事業所との委託契約の締結、利用が自立した生活を送れるよう各種サービスの提供や日常生活の援助を行うものであります。法の基準に基づき管理者1名、相談員、計画製作担当者それぞれ1名、介護職員常勤換算5名で構成するものであります。以上ご説明申し上げまして、ご審議いただきますよう、よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第59号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第13、議案第60号。沼田町指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護事業所条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（浅野信行園長）議案第60号、沼田町指定訪問介護及び指定介護予防訪

問介護事業所条例について。沼田町指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護事業所条例を提出する。平成18年9月13日提出、沼田町長名でございます。

なお、条例一番最後の附則の部分におきまして、『この条例は、平成18年10月1日から施行』の部分『9月20日』にご訂正をお願い致します。

それでは、設置条例についてご説明を申し上げます。この条例におきましても、先程の特定施設の事業所の設置条例と同じく、介護保険制度の改正に伴う運営体制の整備の条例でございます。法改正により、介護職員の仕事は入所者の身辺整理や見守りとなったため、身体介護が必要な入所者はホームヘルパーを利用しなければならなくなりました。和風園では、介護職員全員が2級ヘルパー以上の資格を取得し、従来どおり利用者へお世話出来るよう、和風園の同一施設内にこの訪問介護事業所を設置し、介護職員がヘルパーとして利用者の食事、入浴、排泄等の介助を行うものであります。

なお、そこで介護サービス利用料が発生致しますが、利用者の1割負担の内、利用者に対する軽減措置がありますので個人負担はそれほど多くならない予定でございます。法の基準に基づきサービス提供責任者1名、訪問介護常勤換算2名で構成するものであります。なお、職員配置につきましては、7職員以外は、特定施設、それから訪問事業所ともに兼務配置で考えていきたいと思っております。以上、ご説明申し上げまして、ご審議いただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第60号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第14、議案第61号。沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第61号、沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例について。沼田町介護サービス事業条例の一部を改正する条例を提出する。

平成18年9月13日提出、町長名でございます。

改正の説明の前に一部訂正をお願い致します。改正の条文中、第3条の表になっている事業欄の一番最後の下の欄なのですが、『前条第8号及び第9条』となっておりますが、この『9条』ではなくて、『第9号』の誤りですので、『号』に訂正をお願い致します。もう1つ、次の頁のところの事業欄なのですが、同様に『前条第10号及び第11条の事業』となっておりますが、これは『11号』、『号』の誤りですので訂正をお願い致します。

今回の条例の改正の提案の理由について説明させていただきます。今程、議案第59号及び60号で議決され、設置されることとなる特定施設入居者生活介護事業所及び訪問介護事業所について、それぞれの事業所が行う事業等について、沼田町介護サービス事業条例にこの内容等を規定することが必要であり、今回それぞれの改正を行ったところであります。

第2条関係では、それぞれの2つの事業所が行う事業内容等について、4号を追加、また、第3条ではそれぞれ新しくなっております事業所の名称等を追加したものであります。

また、第5条の関係では、今回追加された事業所等が行うサービスの提供に対する利用者の負担等について、該当する区分にそれぞれの項目を追加した内容の改正となっておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第61号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第15、議案第62号。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第62号、沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。沼田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を提出する。平成1

8年9月13日提出、町長名でございます。

この国民健康保険税の改正の内容ですが、健康保険法等の制度の改正により、70歳以上で一定以上の所得者に係る負担割合が10分の2から10分の3への変更、それから、出産育児一時金の支給額が30万円から35万円に変更となったことから、これに合わせまして町の条例も改正をするものであります。以上で説明を終了させていただきます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第62号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第16、議案第63号。沼田町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第63号、沼田町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成18年9月13日提出、町長名でございます。

今回の改正の内容につきましては、北海道医療給付事業補助要綱の老人医療給付特別対策事業について、老人保健法の改正により一定所得以上の者の一部負担金が10分の2から10分の3へ変更、また、文言の整理が実施されたことにより本条例も同様に変更するものでございます。以上、説明をさせていただきました。よろしくご審議の程、お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第63号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第17、議案第64号。沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第64号、沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成18年9月13日提出、町長名でございます。

今回の改正の内容につきまして説明をさせていただきたいと思えます。この医療費の助成の関係につきましては、北海道医療給付事業の補助要綱の中の重度心身障害者等に係る医療給付事業で行っているものでございまして、この要綱の中で、対象者の部分で障害者自立支援法の施行により児童福祉施設の入所者が個人契約になったために医療費については、重度心身障害者等の医療費の給付対象になる者になりました。ところが一部、その利用契約に基づかないと言うか、そぐわないものがある。処置制度が一部継続される者がございまして、その者に対する医療費については従来どおり、この対象から除くということと、それから、健康保険法等の改正に伴い、文言が整備されたことによりまして、この条例も合わせて改正するものでございます。以上、説明をさせていただきました。よろしくご審議の程、お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第64号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第18、議案第65号。沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第65号、沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成18年9月13日提出、町長名でございます。

この改正の内容につきまして、説明をさせていただきたいと思えます。この沼田町乳幼児医療費の助成に関する事業につきましても、北海道医療給付事業補助要綱に基づいて実施をしているところでございます。その補助要綱の乳幼児医療費給付事業に係る対象者の関係について、主に児童ですが、障害自立支援法の施行に伴い児童福祉施設に入所している者については、従前は対象外であったのですが、この自立支援法に基づきまして対象になってくるというふうになります。ところが、先程の重度心身障害者等の条例改正の中でも説明したとおり、一部処置制度により処置をされていく児童が残ります。この処置された児童に対しては、こういう医療費に個人負担が生じませんので、そういった場合については、対象外ですということでの規定と、それから、健康保険法の改正に伴う文言の整理があったため、併せて町条例も改正するものでございます。以上、説明させていただきました。よろしくご審議お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第65号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第19、議案第66号。平成18年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第66号、平成18年度沼田町一般会計補正予算について。平成18年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成18年9月13日提出、沼田町長名でございます。

別冊の一般会計補正予算第2号の1頁の方をお開きを願いたいと思います。

〔1頁目、朗読〕

まず10頁の歳出の方をお開きを願いたいと思います。

〔以下、沼田町一般会計補正予算の朗読、説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第66号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第20、議案第67号。平成18年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（浅野信行園長）議案第67号、平成18年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成18年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成18年9月13日提出、沼田町長名でございます。

別冊の補正予算第2号をご覧いただきたいと思います。

〔以下、沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算の朗読、説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致

します。お諮り致します。議案第67号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第21、議案第68号。平成18年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(辻 広治課長) 議案第68号、平成18年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成18年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成18年9月13日提出、町長名でございます。

別冊の補正予算第2号の1頁をお開きいただきたいと思います。

[以下、沼田町国民健康保険特別会計補正予算の朗読、説明]

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第68号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第22、議案第69号。平成18年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(辻 広治課長) 議案第69号、平成18年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成18年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成18年9月13日提出、町長名でございます。

別冊の補正予算書第2号の1頁をお開き願いたいと思います。

[以下、沼田町介護保険特別会計補正予算の朗読、説明]

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

んか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第69号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第23、議案第70号。沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。地域開発課長。

○地域開発課長（生沼篤司課長）議案第70号、沼田町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、沼田町過疎地域自立促進市町村計画を下記のとおり変更するものとする。

〔以下、条文朗読〕

この計画変更につきましては、農業者健康管理施設の大規模改修に係る財源の一部を過疎債にて確保したいということから、計画の変更をしようとするものでございます。よろしくご審議の程、お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第70号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第24、同意第1号。教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）同意第1号、教育委員会委員の任命について、でございますけれども、現委員、岡田聖人氏の任期満了が18年10月17日になっております。従いまして、その後任として下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって議会の同意を求めるものであります。

〔以下、条文朗読〕

岡田委員につきましては、1期目を終わりました、非常に教育委員として正に的確であるというふうに判断を致しまして、引き続き教育委員として選任をさせていただきたいというふうに思いますので議会の同意を求めるものであります。18年9月13日提出、沼田町長でございます。よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。同意第1号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。ここで、暫時休憩を致します。

休憩 18時00分

再会 18時01分

（議事日程の追加について）

○議長（吉田好宏議長）再会を致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、日程25、議案第71号 他2件、追加案件が提出されました。

この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程25、議案第71号 沼田町農業者健康管理施設大規模改修工事（建築主体）の請負契約について。日程26、議案第72号 沼田町農業者健康管理施設大規模改修工事（機械設備）の請負契約について。

日程 27、請願第 5 号 雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し国の季節労働者対策の強化を求める請願書について。以上、日程に追加することに決しました。

(一 般 議 案)

○議長（吉田好宏議長）日程第 25、議案第 71 号、沼田町農業者健康管理施設大規模改修工事（建築主体）の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第 71 号、沼田町農業者健康管理施設大規模改修工事（建築主体）の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の 10%以内において変更することができる。

〔以下、条文朗読〕

今回の改修工事につきましては、昭和 55 年に沼田町農業者健康管理施設として建設されたものであり、すでに施設が 26 年経過し老朽化も著しいことから、今回、全面リニューアルを図ると共に入浴施設の充実及びバリアフリー化を図ることとしたものでございますので、よろしくお願い致します。以上、説明申し上げますので、よろしくご審議の程、お願いを申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 71 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第 26、議案第 72 号、沼田町農業者健康管理施設大規模改修工事（機械設備）の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第72号、沼田町農業者健康管理施設大規模改修工事（機械設備）の請負契約について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

〔以下、条文朗読〕

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第72号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（請願の審議）

○議長（吉田好宏議長）日程第27、請願案第5号、雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し国の季節労働者対策の強化を求める請願書についてを議題と致します。本請願については、議会規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願案第5号は委員会付託を省略することに決しました。

直ちに審議に入ります。ここで、紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑を省略することに決しました。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。請願第5号は採択すべきものとして決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第5号は採択すべきものと決しました。

(議事日程の追加について)

○議長（吉田好宏議長）議事日程の追加についてお諮り致します。只今、採択された請願に伴う意見書案等4件について追加案件が提出されました。

この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第28、意見案第14号 雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し国の季節労働者対策の強化を求める意見書案について。日程第29、意見案第15号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書案について。日程第30、意見案第16号 増税の凍結と見直しを求める意見書案について。日程第31、閉会中の所管事務調査について。以上、日程に追加することに決しました。

(意見案の一括審議)

○議長（吉田好宏議長）意見案の一括議題についてお諮りします。この際、意見案第14号から第16号を、一括して議題にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第14号から第16号は一括して議題とすることに決しました。

提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

意見案第14号から意見案第16号について一括して採決致します。お諮り致します。意見案第14号から意見案第16号は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、意見案第14号から第16号は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

(閉会中の所管事務調査の申し出)

○議長(吉田好宏議長) 日程第31 閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。お諮りします。本件は、産建民生常任委員会が調査終了まで、閉会中の所管事務調査の申し出であります。

この際、説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

(閉会宣言)

○議長(吉田好宏議長) 以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。これにて、平成18年第3回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

18時16分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員